

第2節

実効的な抑止及び対処

第1章

自衛隊の運用

新防衛大綱では、実効的な抑止及び対処は防衛力の役割の一つとされている。本節では、この役割を効果的に果たすために重視している点について、さまざまな事態

における統合運用体制下での自衛隊の対応を例にとりながら説明する。

1 周辺海空域の安全確保

本格的な侵略事態はもとより、各種事態に際し、自衛隊が迅速に対応するためには、平素から領海・領空とその周辺の海空域において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動（常統監視）を行うなど、同海空域の安全確保に努めることが極めて重要であり、新防衛大綱においても特に重視することとされている。また、こうした活動により、アジア太平洋地域の安全保障環境の安定化にも寄与している。

1 周辺海域における警戒監視

海自は、1日に1回を基準として、哨戒機（P-3C）により、北海道の周辺海域や日本海、東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。また、ミサイル発射に対する監視など必要に応じ、護衛艦・航空機を柔軟に運用して警戒監視活動を行い、わが国周辺における事態に即応する態勢を維持している。さらに、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが、24時間態勢で警戒監視活動を行っている。

2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

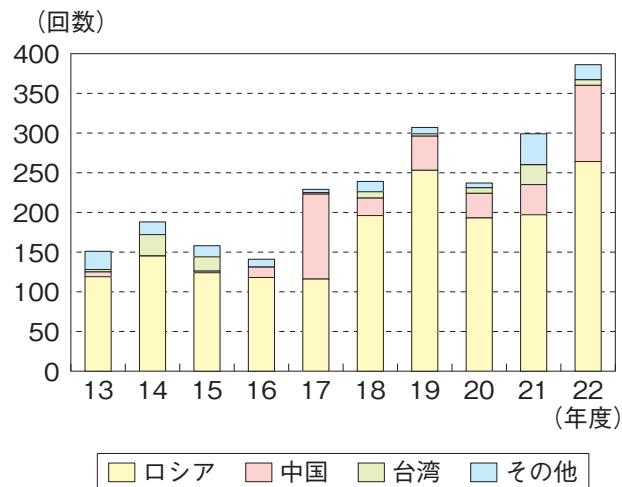
空自は、全国のレーダーサイトと早期警戒機（E-2C）、早期警戒管制機（E-767）などにより、わが国とその周辺の上空を24時間態勢で監視している。また、戦闘機が直ちに発進できるよう、その一部を常に待機させている。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、緊急発進（スクランブル）した空自の戦闘機などがその航空機に接近して状況を確認し、必要に応じてその行動を監



警戒監視活動中のP-3C哨戒機

図表Ⅲ-1-2-1

最近10年間の緊急発進実施回数とその内訳



視する。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを発する。

なお、平成22年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は386回であった¹。

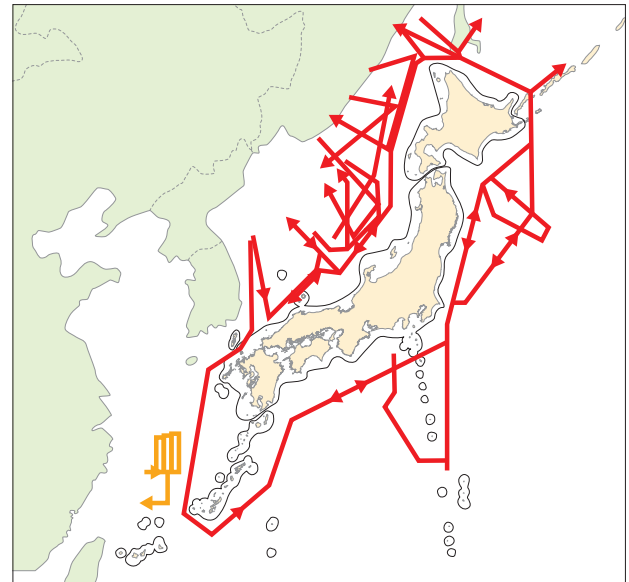
（図表Ⅲ-1-2-1・2参照）



緊急発進のためF-15に駆け込む隊員

図表Ⅲ-1-2-2

緊急発進の対象となったロシア機および中国機の飛行パターン例



→：中国機の経路

→：ロシア機の経路

VOICE

解説

Q&A

COLUMN

日々の情報収集・警戒監視に従事する隊員の声

第5航空隊 3等海曹 みずの あゆむ 水野 歩

私は、第5航空隊（那覇）の機上武器員（武器の管理、情報収集、写真撮影などを担当します。）として勤務しています。第5航空隊は、東シナ海を主とする海域の情報収集・警戒監視を365日休むことなく実施しています。

毎日早朝からフライト前の点検を開始し、情報収集機材の搭載や入念なシステムチェックなどを行います。離陸するとすぐに広大な海域が広がっており、多数の艦船が航行しています。P-3Cは一度離陸すると8～10時間継続して飛行し、わが国周辺海域を航行する船舶等の活動を監視するとともに、航行船舶の中から、不法行動や不審な活動に従事する船舶等をいち早く発見することが任務です。船舶等を絶え間なく監視・識別することが必要なため、フライト中は高い緊張状態を強いられます。

私たちは、昼夜を問わず情報収集・警戒監視の任務を遂行しています。そのため、航空機の整備員も24時間態勢でP-3Cを整備しています。私たちP-3C搭乗員は、こうした後方支援に支えられながら、即応態勢を維持し、任務の完遂に努めています。

わが国周辺海域における環境は日々変化しています。私たちが行う情報収集・警戒監視などにより様々な兆候を早期に察知することにより、周辺海域の安全確保に寄与できるものと考えています。



写真を撮影する筆者

¹ 緊急発進（スクランブル）回数の対象別の割合（推定含む。）はロシア約68%、中国約25%、台湾約2%、その他約5%。

3 領水内潜没潜水艦への対処

わが国の領水²内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、速やかに海上警備行動³を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

参照 資料25 (P471)・26 (P473)

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした潜水艦に対するわが国の意思を表示する能力の整備・向上と浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処することが不可能または著しく困難と認められる場合には、機を失することなく海上警備行動を発令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処する。

参照 資料25 (P471)・26 (P473)

防衛省・自衛隊は99（平成11）年の能登半島沖での不審船事案⁴や01（同13）年の九州南西海域での不審船事案⁵などで得られた教訓・反省事項を踏まえ、不審船に対して効果的かつ安全に対処するため、関係省庁と連携を強化し、政府として万全を期すべく、必要な措置を講じてきている。

(2) 武装工作船などへの対処のための防衛省・自衛隊の取組

ア 装備品などの充実

海自は、①能力を向上したミサイル艇の配備⁶、②「特別警備隊」⁷の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）⁸の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上などを行っている。

イ 海上保安庁との連携の強化のための措置

防衛省と海上保安庁は、定期的な相互研修、情報交換、共同訓練などを行っている。99（同11）年、防衛庁（当時）は、海上保安庁との間で、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、海上警備行動の発令前後における役割分担（共同対処要領）などを定めた「不審船に係る共同対処マニュアル」を策定した。

海自は、同マニュアルに基づき、不審船に対する追尾・捕捉の要領や通信などの共同訓練を海上保安庁と行っており、連携の強化を図っている。

2 領海および内水。

3 「海上における警備行動」（自衛隊法第82条）。海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合に自衛隊がとる行動で内閣総理大臣の承認が必要。

4 警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島東方、佐渡島西方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と判断される不審船2隻を発見した。巡視船、護衛艦、航空機などで1昼夜にわたり追跡したが、両船は、防空識別圏外へ逃走し、北朝鮮北部の港湾に到達したものと判断された。

5 警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が不審な船舶を発見し、巡視船、航空機で追尾・監視を行った。不審船は海上保安庁の度重なる停船命令を無視し逃走を続けたため、射撃警告の後、威嚇射撃を行った。しかし同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行い、その後同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没するに至った。捜査過程で判明した事実などから、北朝鮮の工作船と特定された。02（平成14）年にも、警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島沖の北北西約400km（わが国の排他的経済水域外）において不審船の疑いのある船舶を発見し、巡視船、護衛艦、航空機で追尾・監視を行った事案が起きている。

6 04（平成16）年3月までに、計6隻が配備済みであり、主に次の点を充実させている。1）62口径76ミリ速射砲の搭載、2）船体の大型化による居住性の向上、3）航続距離の延伸、4）艦橋への防弾措置、5）暗視装置の装備。

7 01（平成13）年3月、海上警備行動下に不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

8 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬きくやくの砲弾で、先端部を平坦にして、跳弾の防止が図られている。

COLUMN

わが国周辺海空域の警戒監視について

6千を越す島々で構成されているわが国は、広大な海域に囲まれている島嶼国である。このため、各種事態に際し、自衛隊が迅速に対応できるようにするためには、平素よりわが国周辺海空域を常時監視することが重要であり、自衛隊では航空機やレーダーサイトなどにより、24時間・365日、警戒監視活動を実施している。

まず、海自は、P-3C哨戒機により上空からの洋上の監視を行っている。北はオホーツク海、南は東シナ海まで、わが国周辺海域においては多数の民間船舶や他国艦艇が航行しているが、P-3C哨戒機はこれら海域全体を毎日監視し、不審な船舶などを発見すれば、即座に中央に報告する仕組みになっている。また、必要に応じ護衛艦などを柔軟に運用して警戒監視態勢を維持している。

たとえば、99（平成11）年の能登半島沖での不審船事案や、01（同13）年の九州南西海域での不審船事案、また04（同16）年の先島列島における中国潜没潜水艦事案などは、いずれも警戒監視中のP-3C哨戒機により発見されたものである。近年東シナ海における中国などの活動が活発化しており、警戒監視は一層重要性が増している。実際、10（同22）年に発生した尖閣諸島周辺領海内における漁船衝突事案後の、中国漁業監視船による接続水域内での航行事案においても、P-3C哨戒機は24時間態勢で監視活動を実施し、海上保安庁などに必要な情報提供を行った。P-3C哨戒機を

約80機保有している自衛隊だからできる、わが国の国益を守る重要な任務である。

また、空自は、全国28か所のレーダーサイトなどにより、わが国周辺の上空を24時間態勢で監視している。これにより、わが国周辺を飛行する多数の航空機を探知・識別し、領空に接近する不明機を発見した場合には、戦闘機の緊急発進を含む対領空侵犯措置を行っている。

平成22年度の緊急発進回数は386回であり、平成4年度以降最多となっている。この中には、10（同22）年6月に北海道周辺を飛行したロシアTu-160爆撃機を自衛隊の戦闘機により初めて目視確認および写真撮影した事例のほか、11（同23）年3月に尖閣諸島の領空に接近した中国Y-8哨戒機およびY-8情報収集機に対して緊急発進を行った事例などが含まれている。わが国の領空を保全するこれらの措置は、レーダーサイトなどによる間断ない監視と対領空侵犯措置のため待機を行う戦闘機に支えられているのである。

これらに加え、陸自の沿岸監視隊も主要な海峡において24時間態勢で警戒監視を実施しており、新中期防期間中（平成23年度～平成27年度）には、南西地域の島嶼部に陸自の沿岸監視部隊を配置する予定である。

これらの陸・海・空自による警戒監視活動は、防衛省のみならず、政府全体としてもきわめて重要な情報収集手段の一つといえよう。



2 島嶼部に対する攻撃への対応

新防衛大綱では、四方を海で囲まれ長大な海岸線と多くの島嶼^{とうしょ}を有するというわが国の地理的要素について述べている。中でも、多くの島嶼が存在するという特性からは、わが国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する攻撃が想定される。

1 自衛隊の対応

島嶼部に対する攻撃への対応は、自衛隊による平素から常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動（常統監視）などにより、兆候を早期に察知することが重要である。この対応については、陸上の防衛のための作戦（2節7（P253）参照）との共通点が多く、事前に兆候を得た場合には敵の部隊などによる攻撃を阻止するための作戦を行い、また、事前に兆候が得られず島嶼を占領された場合にはこれを奪回するための作戦を行う。

参照 資料25（P471）・26（P473）

こうした作戦を行う場合、陸・海・空自が一体となった統合運用が特に重要である。統合運用によって機動運用可能な部隊を迅速に展開・集中するとともに、平素から配置している部隊と協力して、敵の部隊などを阻止・排除する。その際、巡航ミサイル対処を含め、島嶼周辺における防空態勢を確立するとともに、周辺海空域における航空優勢¹、制海および海上輸送路の安全を確保することが重要になる。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、新防衛大綱および新中期防に基づき、自衛隊配備の空白地域となっている南西地域の島嶼部について沿岸監視部隊の配置や初動を担当する部隊の新編を検討するなど、平素からの情報収集・警戒監視態勢や事態発生時の迅速な対処に必要な体制を整備することとしている。

また、迅速な部隊の展開・対応能力を確保するため、輸送機、地对艦誘導弾などを整備するとともに、島嶼部

に対する攻撃の抑止および対処にかかる訓練なども行っている。そのほか、島嶼部における対応能力を向上させるため、南西地域において、陸・海・空自の統合運用能力の向上のための各種演習を行うとともに、知識・技能の習得や相互連携要領の確立のための米軍との実動訓練などにも取り組んでいる。

さらに、戦闘機、地对空誘導弾の整備などによる防空能力の向上のための取組、潜水艦、固定翼哨戒機などの対潜戦能力向上による海上交通の安全確保のための取組などは、島嶼部攻撃への対応の観点からきわめて重要である。

参照 2節7（P253）

¹ 空において相手航空戦力より優勢であり、相手から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態。

COLUMN

島嶼防衛に関する訓練について

わが国は、四方を海で囲まれ、長大な海岸線と多くの島嶼を有している。わが国の安全保障を考える上では、この地理的特性についても考慮しなければならない。特に、多くの島嶼が存在するという特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する攻撃が予想され、新防衛大綱においてもその対応を重視するとされていることから、自衛隊は次のような訓練を行うこととしている。

○日米共同統合演習

島嶼部に対する攻撃に対応するには、陸・海・空自衛隊の統合運用により、周辺海空域における航空優勢および海上輸送路の安全の確保などに留意しつつ、迅速かつ機動的に部隊を展開させるなどにより、侵略を阻止・排除することが必要であるとともに、自衛隊と米軍との日米共同対処も極めて重要である。

そのため、平成22年度日米共同統合演習（実動演習）の中において、演練項目の一つに島嶼防衛を含む海上・航空作戦を設定し、わが国周辺海・空域などにおいて、米軍を含めた海上部隊・航空部隊の連携要領を演練した。

○方面隊実動演習

陸上自衛隊は、これまでも島嶼部における各種の事態に機動的に対応し得るよう、指揮所演習や部隊の長距離機動・展開能力向上を目的とした海・空自との協同

訓練などを行っている。平成22年度からは、新たに方面隊規模の実動演習を開始したところであり、平成23年度には西部方面隊において、島嶼への部隊の展開および島嶼部に対する攻撃への対処要領を実動にて演練し、即応性の向上を図ることとしている。

○米国における米海兵隊との実動訓練

島嶼部に対する攻撃への対処要領に関し、効果的な訓練施設などを有する米国に部隊を派遣して、経験豊富な米軍から知識および技能を習得するとともに、相互連携要領を実行動により演練するために、陸上自衛隊は06（平成18）年1月以降、米海兵隊との実動訓練を毎年実施している。この訓練では、海上機動からの上陸、展開、地域の確保に至るまでの一連の動作を日米共同により演練し、島嶼部に対する攻撃への対処にかかる戦術・戦闘能力の向上を図っている。



米海兵隊との実動訓練に参加する
西方普通科連隊の隊員

3 サイバー攻撃への対応

近年、情報通信基盤へのサイバー攻撃は高度化・複雑化しており、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題となりつつある。こうした中、防衛省・自衛隊としても、自衛隊の情報システム・通信ネットワークを防護するための機能を引き続き向上させていく必要がある。

する高度な知識・技能を蓄積し、政府全体として行う対応にも寄与することとしている。

自衛隊のサイバー攻撃への対処能力を強化するため、自衛隊に対するサイバー攻撃対処を統合的に実施するための体制を強化するほか、サイバー攻撃対処に関する研究や演習の充実を図ることが重要である。

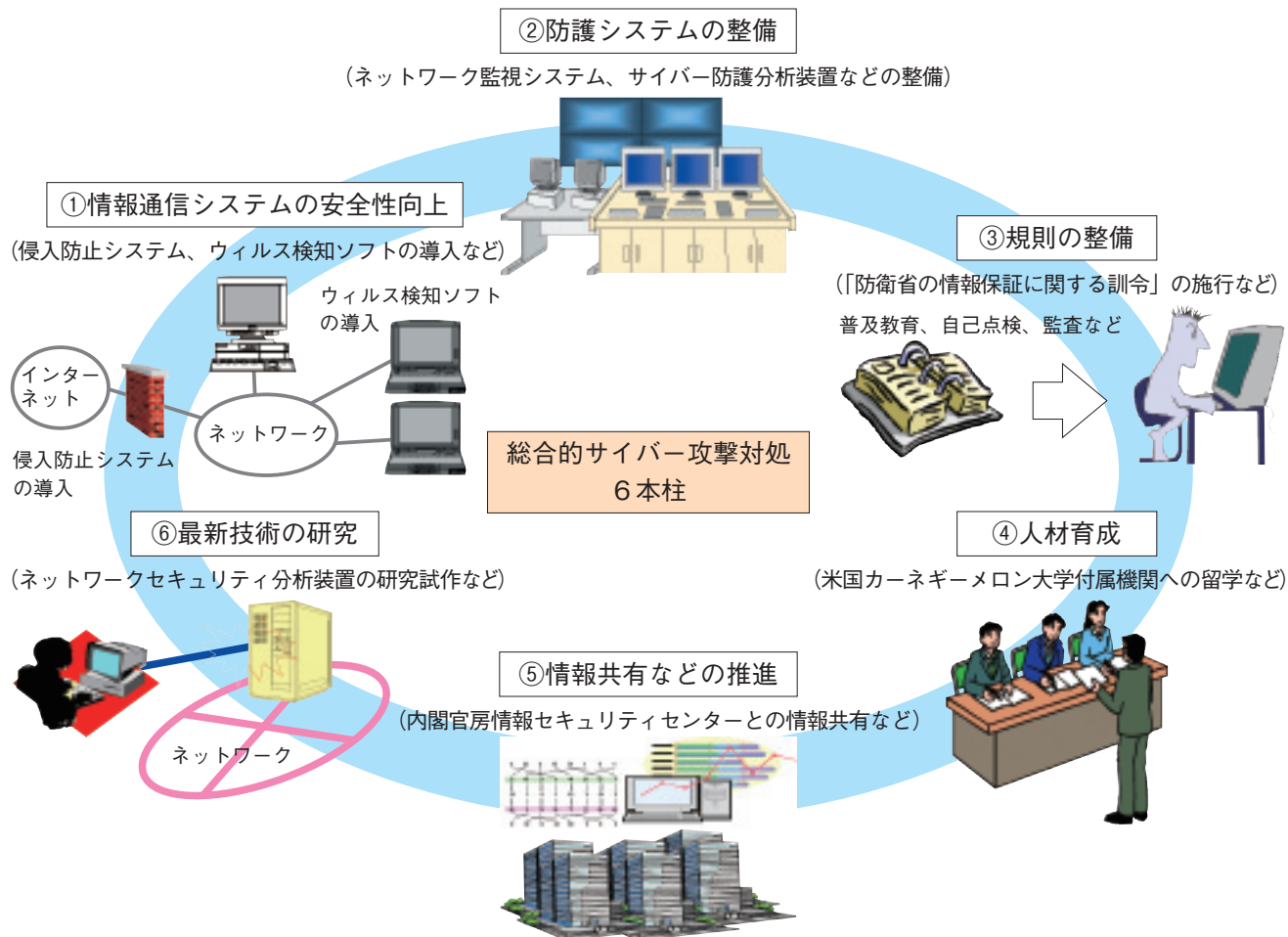
1 自衛隊の対応

新防衛大綱においては、自衛隊は、サイバー攻撃に対し、自らの情報システムを防護するために必要な機能を統合的に運用して対処するとともに、サイバー攻撃に対

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊では、08（平成20）年3月、サイバー攻撃への対処を含め、自衛隊の防衛情報通信基盤や中央指揮システム¹の維持管理・運営などを任務とする「自衛

図表Ⅲ-1-2-3 防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処にかかる施策



¹ 1章1節4「自衛隊の統合運用体制」注3を参照。

隊指揮通信システム隊」を新設するとともに、情報通信システムの安全性向上を図るための侵入防止システムなどの導入、サイバー防護分析装置などの防護システムの整備、サイバー攻撃対処に関する態勢や要領を定めた規則²の整備などの取組を行っている。

また、11（同23）年3月に、自衛隊のサイバー攻撃対処に関する構想の策定や諸外国の関係機関との調整業務などを行うサイバー企画調整官を統合幕僚監部に新設したことに続き、平成23年度も、統合的なサイバー攻撃

対処の中核となる部隊の新編に向けた準備など、サイバー攻撃への対処を統合的に実施するための体制強化に取り組むこととしている。

さらに、サイバー攻撃対処に関する研究の充実のための取組や、防衛大学校におけるネットワークセキュリティ分野の教育・研究体制の整備、国内外の大学院などへの職員留学など、高度な知見を有する人材の育成のための取組なども行っている。

（図表Ⅲ-1-2-3参照）

4 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした事案には、潜入した武装工作員¹などによる不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、さまざまな態様がある。

参照 資料25（P471）・26（P473）

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

（1）基本的考え方

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、①正規軍の要員であるゲリラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃や、②正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊により、わが国に対する武力攻撃が行われる場合には、防衛出動により対処する。

（2）ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦では、速やかに情報収集態勢を確立し、これらを早期に発見して、機動性を重視しつつ即応性の高い部隊により迅速かつ柔軟に対応する。特に、沿岸部での潜入阻止のた

めの警戒監視、重要施設の防護ならびに進入した部隊の搜索および撃破を重視する。この際、攻撃による被害を最小限にして事態を早期に収拾することが重要である。

ア ゲリラや特殊部隊の搜索・発見など

護衛艦、航空機などにより周辺海域を哨戒²し、ゲリラや特殊部隊の輸送の一手段である各種艦船や潜水艦などの早期発見と洋上での阻止に努める。また、ゲリラや特殊部隊がわが国領土内に潜入するおそれがある場合、陸自の偵察部隊などにより沿岸部での警戒監視を行う。

ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などによる搜索・発見を行う。

さらに、必要に応じ、重要施設などに警護のための部隊を配置し、早期に警護態勢を確立する。

イ ゲリラや特殊部隊の捕獲・撃破

ゲリラや特殊部隊を発見した場合、速やかに戦闘部隊を集めてこれを包囲した上で、捕獲または撃破する。

（図表Ⅲ-1-2-4参照）

2 武装工作員などへの対処

（1）基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一

3-2 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）などがある。

4-1 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などという。

2 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的を持って、ある特定の地域を計画的に見回ること。

図表Ⅲ-1-2-4 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じて対応する。

(図表Ⅲ-1-2-5参照)

(2) 警察との連携強化のための措置

ア 連携強化のための枠組の整備

武装工作員などへの対処にあたっては、警察機関との連携が重要である。このため、00(平成12)年、治安出動の際における自衛隊と警察との連携要領についての基本協定(54(昭和29)年に締結)を改正し、暴動鎮圧を前提とした従来の協定を、武装工作員などによる不法行為にも対処できるようにした³ほか、02(平成14)年に、

陸自の師団などと全都道府県警察との間で、治安出動に関する現地協定を締結した。

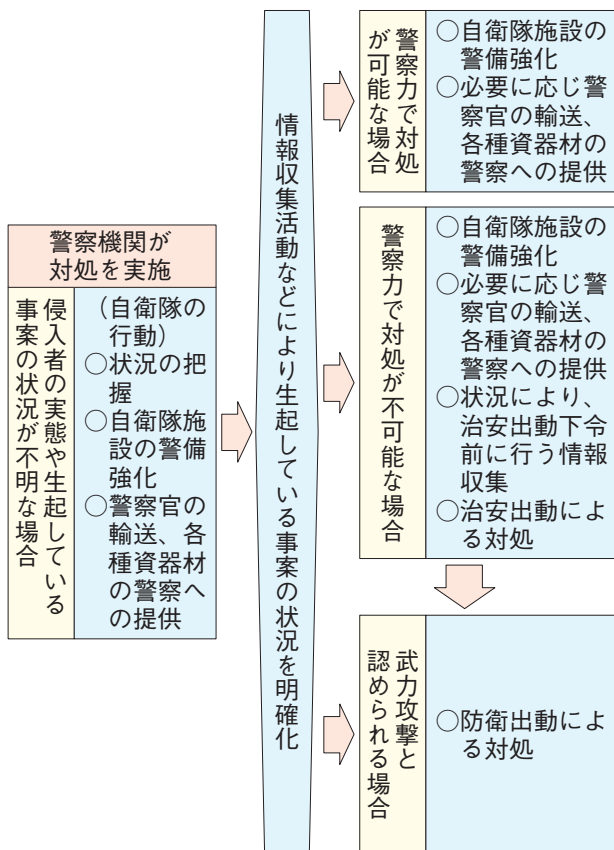
さらに、04(同16)年、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。

イ 警察との共同訓練

武装工作員などへの対処に際し、現地レベルでの相互の連携を一層緊密なものとするため、05(同17)年7月までに、現地協定の締結主体である師団などと全都道府県警察との間で共同図上訓練を行った。これらの共同図上訓練の成果を踏まえ、同年10月に、陸自北部方面隊

³ 防衛庁(当時)と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」。

図表Ⅲ-1-2-5
武装工作員などへの対処の基本的な考え方



警察との共同訓練において自衛隊車両に乗車する警察官

と北海道警察との間で共同実動訓練が行われたのを皮切りとして、平成21年度までに全ての師団・旅団が全都道府県警察との間でそれぞれ共同実動訓練を行った。これらの共同訓練は継続して行っており、治安出動の際の連携要領について確認している。

3 核・生物・化学兵器への対応

近年、核・生物・化学（NBC）兵器とその運搬手段およびこれらの関連資器材が、テロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このような大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる可能性がある。95（同7）年の東

京での地下鉄サリン事件⁴や01（同13）年の米国での炭疽菌入り郵便物事案⁵の発生は、こうした兵器が使用された例である。

(1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動により武力攻撃の排除や被災者の救援などを行う。また、これが武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣な

⁴ 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名（オウム心理教教主麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数）などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

⁵ 01（平成13）年9月以降、米国で、炭疽菌入りの郵便物が、上院議員、マスコミ関係者などに郵送された。

どにより、陸自の化学科部隊や各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などについて関係機関を支援する。

(2) NBC兵器への対応にかかわる防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊では、NBC兵器による攻撃への対処能力の向上を図っている。具体的には、陸自の中央即応集団に中央特殊武器防護隊を置くとともに、化学科部隊の人的充実や、NBC偵察車、化学剤監視装置、除染車、個人用防護装備、携帯生物剤検知器、化学防護衣などの整備、NBC警報器、除染セットなどの研究開発を行っている。また、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。また海自および空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行ってきている。なお、11（同23）年1月には、放射性物質を含む爆弾テロを想定した国民保護共同実動訓練が初めて実施されるなど、自治体、警察、消防といった部外関係機関との連携も含め、自衛隊として対処能力の向上に努めている。

参照 1節3（P222）

(3) 核・放射線兵器に関連する物質への対処

核・放射線兵器に関連する物質は、外見上は傷害が発生しない場合であっても、被^{ひばく}曝により身体にさまざまな影響が及ぶことから、その特性を踏まえた適切な防護と被曝管理が必要である。

このような物質に対処する場合、関係機関と連携しつつ、自衛隊は防護マスクや化学防護車なども活用し、放射性物質による汚染状況の測定、傷病者の搬送などを行う。

(4) 生物兵器への対処

生物兵器にも使用される生物剤は、一定の潜伏期間を有し、また、初期症状だけでは原因が生物剤かどうかの



NBC対処訓練（放射線量の測定と除染）

判定が困難であるといった特徴がある。このため、密かに生物剤が散布された場合には、被害が発生・拡大した段階に至って初めて何らかの人為的な原因が推測されるなど、被害が拡大する前に認知することは極めて困難である。

こうした被害が発生した際の対応は、第一義的には医療機関、警察、消防が行う。自衛隊は、生物剤の検知、識別、除染活動、患者の輸送、医療活動を行う。

（図表Ⅲ-1-2-6参照）

(5) 化学兵器への対処

化学兵器にも使用される化学剤は、生物剤と異なり、一般に傷害の発生が早く、被害発生時の迅速な初動対処が極めて重要である。

化学剤に対処する場合、化学防護衣、化学防護車での対応が可能であり、陸自の化学科部隊や衛生科部隊などが、汚染地域で、化学検知器材による化学剤の検知、識別、除染活動、患者の輸送、医療活動を行う。また、自衛隊の部隊による対応に至らない事態では、自衛隊は、必要に応じ、関係機関への個人用防護装備などの貸与、化学科部隊の連絡要員の派遣などを行う。

図表Ⅲ-1-2-6 将来の生物兵器対処(イメージ図)



(注1) エアロゾル：大気中に浮遊している固体や液体の微小な粒子。
(注2) トリアージ：被害者の治療優先順位の決定。

5 弾道ミサイル攻撃などへの対応

弾道ミサイルや大量破壊兵器の不拡散のための国際社会におけるさまざまな努力にもかかわらず、これらの拡散は依然として進展している。

わが国周辺では、中国、ロシアとも核兵器を搭載することが可能な弾道ミサイルを相当数配備している。また、北朝鮮は、06（平成18）年には7発の弾道ミサイルを発射、09（同21）年4月には「試験通信衛星」の打ち上げと称した発射を行うとともに、同年7月にも7発の弾道ミサイルを発射し、弾道ミサイルによる脅威が現実のものであることが改めて確認された。

参照 Ⅰ部2章2節（P60）、資料1・2（P444）

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応により万全を期すため、平成16年度から弾道ミサイル防衛（BMD）
Ballistic Missile Defense
システムの整備を開始した。05（同17）年には、自衛隊法の所要の改正を行い、同年、安全保障会議と閣議において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。

現在までに、イージス艦¹4隻への弾道ミサイル対処能力の付与に加え、ペトリオットPAC-3²の発射試験が成功するなど、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の多層防衛体制の整備は着実に進展している。

（図表Ⅲ-1-2-7参照）

1 わが国の弾道ミサイル防衛

（1）BMDシステムの整備の概要

ア 基本的考え方

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム（JADGE）により、連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。この体制を確立するため、現在保有しているイージス艦とペトリオット・システムの能力の向上を図り、BMDシステム



PAC-3の写真

の整備を推進している。

参照 資料29（P475）・30（P476）

イ BMDシステムの構成

わが国のBMDシステムは、①弾道ミサイルをミッドコース段階で迎撃するイージス艦および②ターミナル段階で迎撃するペトリオットPAC-3の各ウェポンシステム、③弾道ミサイルを探知・追尾するセンサーシステム、さらに④ウェポンシステムとセンサーシステムを効果的に連携させて組織的に弾道ミサイルに対処するための指揮統制・戦闘管理・通信システムにより構成されている。（図表Ⅲ-1-2-8参照）

ウ BMDシステムの整備の方針

BMDシステムの整備にあたっては、費用軽減および効果的・効率的なシステム構築の観点から、現有装備品の活用を図ることとしている。イージス艦とペトリオット・システムの能力向上をはじめ、センサーについても、

1 目標の搜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇をいう。
2 ペトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム。

図表Ⅲ-1-2-7 わが国のBMD整備への取組の変遷

95年（平成7）	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」および「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
98年（平成10）	北朝鮮が日本上空を越える弾道ミサイルを発射
	海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安全保障会議および閣議了承
99年（平成11）	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした4つの主要構成品に関する共同研究開始
00年（平成12）	「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」を安全保障会議および閣議で決定し、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性などについて検討の上、必要な措置を講ずることを決定
02年（平成14）	米国がBMDの初期配備を決定
03年（平成15）	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安全保障会議および閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
04年（平成16）	防衛大綱および中期防を安全保障会議および閣議で決定し、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立するための整備を引き続き行うとともに、共同技術研究の開発への移行について検討の上、必要な措置を講ずることを決定
05年（平成17）	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安全保障会議および閣議で決定
06年（平成18）	北朝鮮が日本海に向け7発の弾道ミサイルを発射
07年（平成19）	・ペトリオットPAC-3の部隊配備開始 ・イージス艦「こんごう」がSM-3発射試験実施
08年（平成20）	・ペトリオットPAC-3発射試験実施 ・イージス艦「ちょうかい」がSM-3発射試験実施
09年（平成21）	・北朝鮮が4月に太平洋に向け1発、7月に日本海に向け7発の弾道ミサイルを発射 ・初めて弾道ミサイル破壊措置命令を発令 ・ペトリオット PAC-3発射試験実施 ・イージス艦「みょうこう」がSM-3発射試験実施
10年（平成22）	・ペトリオットPAC-3の部隊配備完了 ・イージス艦「きりしま」がSM-3発射試験実施（イージス艦計4隻のBMD改修終了）

現有の地上レーダーの能力向上型を活用するほか、新たに整備した警戒管制レーダー（FPS-5）³も航空機などの従来型の脅威と弾道ミサイルの双方に対応可能なものである。また、JADGEについても同様である。

エ BMDシステムの整備の状況

平成22年度末までに、海自はイージス艦「こんごう」、「ちょうかい」、「みょうこう」、「きりしま」にスタンダード・ミサイル（SM-3）⁴を搭載し、また、空自は第1高射群の4個FU⁴（習志野、武山、霞ヶ浦、入間）、第2高射

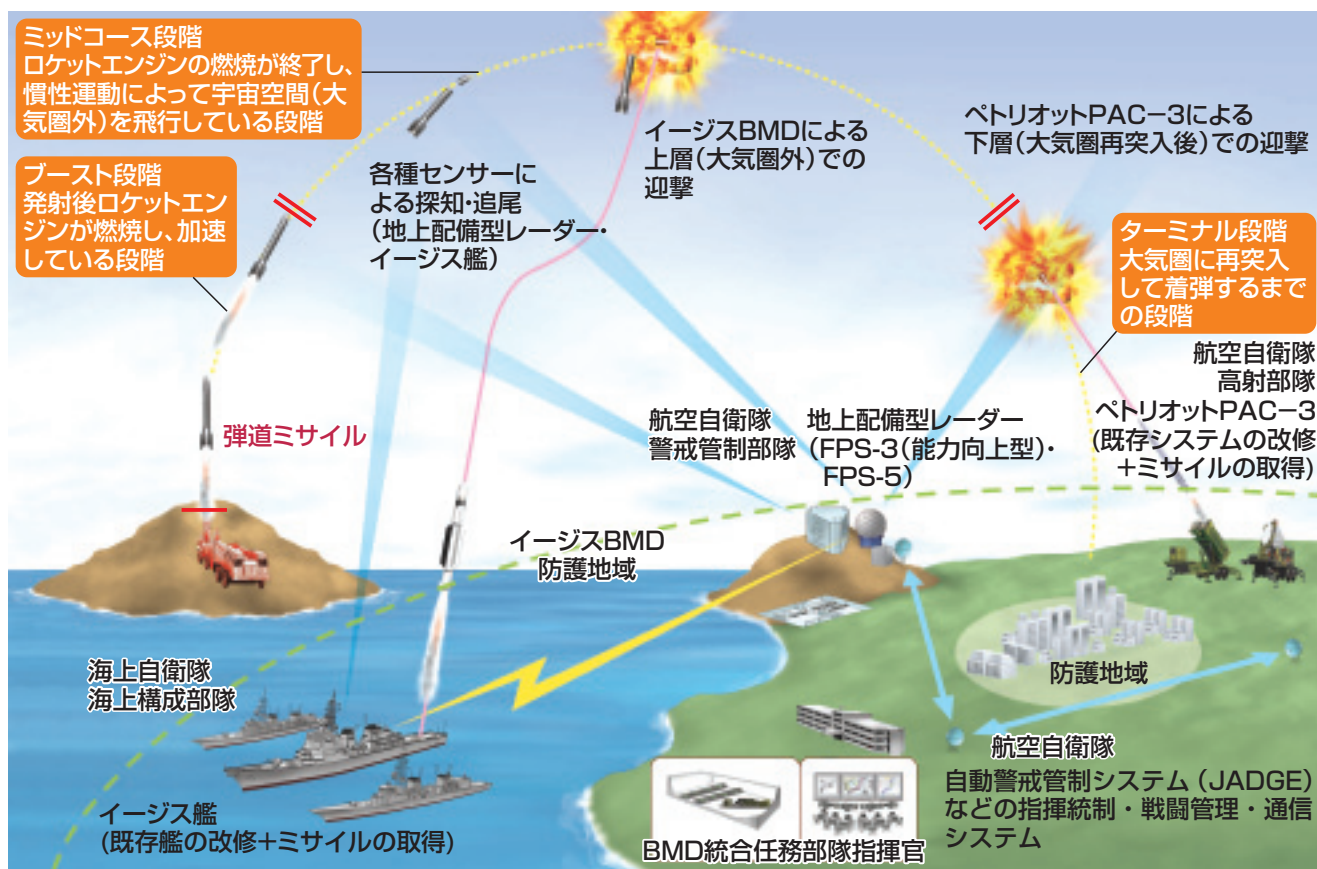
群の4個FU（芦屋^{あしや}×2、築城^{ついき}、高良台^{こうらだい}）、第4高射群の4個FU（饗庭野^{あいばの}、岐阜^{はくさん}×2、白山）、高射教導隊および第2術科学学校（浜松）の4個FUのペトリオットPAC-3を配備し（計16個FU）、16大綱別表で定めた整備目標を達成した。

防衛省・自衛隊は、引き続きBMDシステムの整備を進めることとしており、新防衛大綱および新中期防に基づき、6隻のイージス艦（BMD機能付加）（新たに2隻）、17個FUのペトリオットPAC-3（6個高射群および高射教導隊・第2術科学学校分）（新たに1個FU）、4基の

³ 弾道ミサイルの探知・追尾を可能とするもので、平成11年度より開発（旧称：FPS-XX）。

⁴ Fire Unit（対空射撃部隊の最小単位）

図表Ⅲ-1-2-8 BMD整備構想・運用構想(イメージ図)



イージス艦から発射されたSM-3

FPS-5（平成23年度末整備完了予定）、7基のFPS-3改（能力向上型）（整備済み）を、JADGEなどの各種指揮統制・戦闘管理・通信システムで接続したシステムとして構築することを当面の目標としている。

平成23年度予算においては、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）の日米共同開発を継続するとともに、1個FUのペトリオットPAC-3をの追加整備するなど、計473億円（契約ベースの金額で初度費⁵を除く。）を計上している。

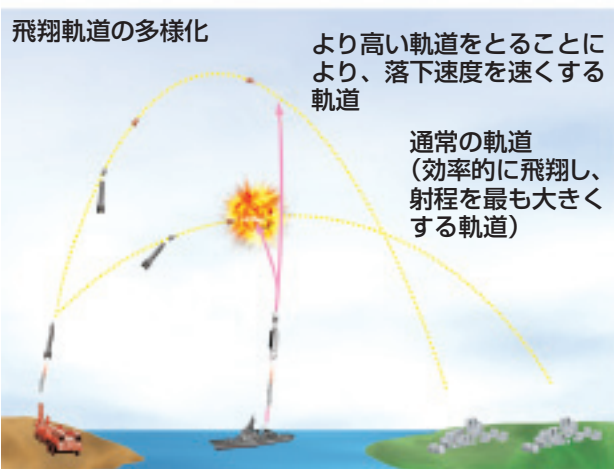
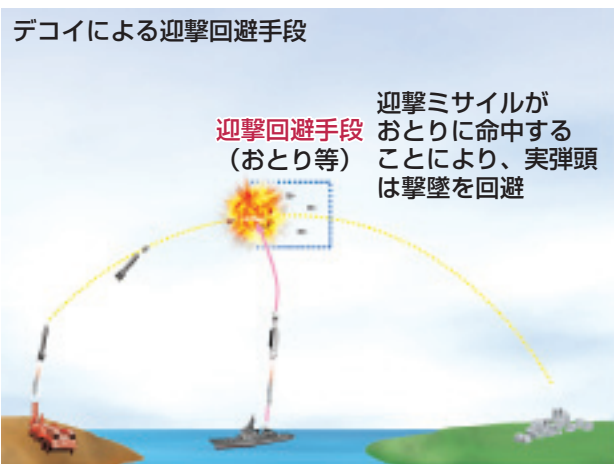
(2) 将来の能力向上

依然として弾道ミサイル技術の拡散は進展しており、弾道ミサイルが将来的に迎撃回避能力を備えたものになっていく可能性は否定できない。また、従来型の弾道ミサイルに対しても、防護できる範囲の拡大や迎撃確率

⁵ 航空機など、特注の防衛装備品の製造に際し、製造ラインの設置などに必要な初期投資のこと。

図表Ⅲ-1-2-9

将来的な弾道ミサイルの迎撃回避手段



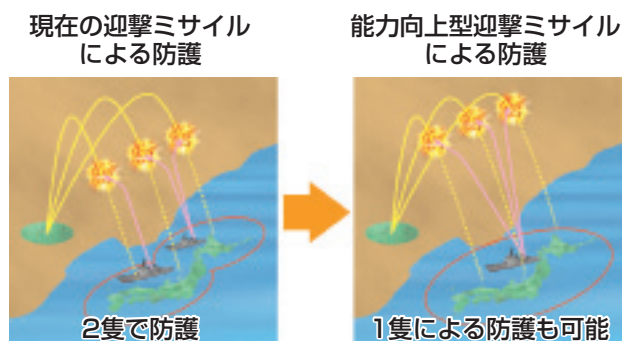
を向上することなどが求められ、迎撃ミサイルの運動性能の向上などを図り、BMDシステムの効率性・信頼性の向上に取り組んでいくことが必要である。

このような観点から99(同11)年から行ってきた日米共同技術研究で得られた研究成果を踏まえ、06(同18)年から能力向上型迎撃ミサイルにかかわる日米共同開発を開始するなど将来の能力向上に努めている。

(図表Ⅲ-1-2-9・10参照)

図表Ⅲ-1-2-10

BMDミサイルの将来の能力向上による防護範囲の拡大(イメージ図)



2 法制・運用面の整備

(1) 弾道ミサイル対処に関する法的枠組

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなど⁶が飛来した場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する。

一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されていないときには、①迅速かつ適切な対処を行うこと、②文民統制を確保することを十分考慮し、以下の措置をとることができる。

ア 防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて飛来したときには同ミサイルを破壊する措置をとるべき旨を命ずる⁷。

イ また、上記の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合や、事故や誤射による場合などのように、事態が急変し、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得る時間がないことが考えられる。防衛大臣は、このような場合に備え、平素から緊急対処要領を

⁶ 弾道ミサイルその他その落下により、人命または財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。

⁷ 自衛隊の具体的な動きの一例としては、弾道ミサイルなどの飛来に備え、防衛大臣の当該命令を受けて、弾道ミサイルなど対処のための空自のペトリオットPAC-3や海自のイージス艦を展開し、弾道ミサイルなどが飛来してきた場合に、先に下された大臣の命令に基づきこれを破壊する。

作成して内閣総理大臣の承認を受けておくことができる。そして、防衛大臣は、この緊急対処要領に従い、一定の期間を定めた上で、あらかじめ自衛隊の部隊に対し、実際に弾道ミサイルなどがわが国に向けて飛来したときには同ミサイルの破壊措置をとるべき旨を命令しておくことができる。

(図表Ⅲ-1-2-11 参照)

参照 資料25 (P471)・26 (P473)・31 (P476)

(2) 文民統制の確保の考え方

弾道ミサイルなどへの対応については、飛来のおそれの有無について、具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価し、政府として判断する必要がある。また、自衛隊による破壊措置だけではなく、警報や避難などの国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊急時に備えた態勢強化など、政府全体として対応することが必要である。

このような事柄の重要性および政府全体としての対応の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認(閣議決定)と防衛大臣の命令を要件とし、内閣および防衛大臣がその

責任を十分果たせるようにしている。さらに、国会報告を法律に規定し、国会の関与についても明確にしている。

(3) 運用面の取組

ア 統合運用による弾道ミサイルなどへの対処

飛来する弾道ミサイルなどに対しては、「BMD 統合任務部隊」が編成されている場合は、空自航空総隊司令官を指揮官とし、JAGDE などを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢をとる。

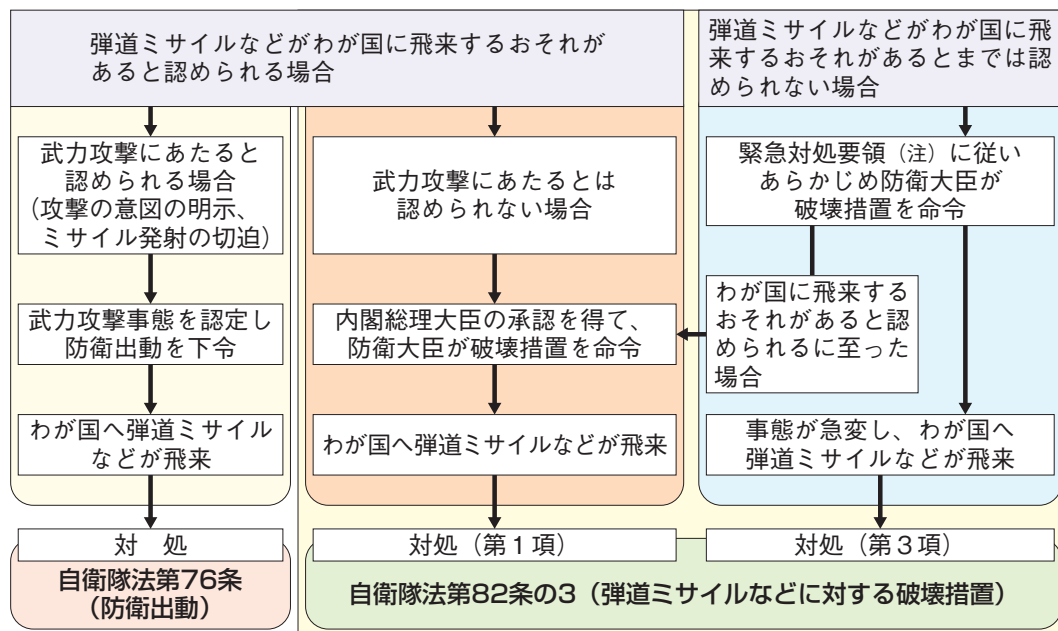
また、万一着弾した弾道ミサイルによる被害については、陸自が中心となって対処する。

イ 弾道ミサイル攻撃対処のための日米の協力

BMD システムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国とのさらなる協力が必要である。このため、05 (同17) 年、06 (同18) 年および07 (同19) 年の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、関連措置が合意された。

また、07 (同19) 年11月の日米防衛相会談においても、日米両国のBMD システムの整備が進む中、今後、

図表Ⅲ-1-2-11 弾道ミサイルなどへの対処の流れ



(注) 防衛大臣が作成し、内閣総理大臣が承認。

運用面に焦点をあてて協力を進めていくことで一致した。

なお、訓練などによる日米対処能力の維持・向上、検証なども積極的に行われており、10（同22）年12月には海自護衛艦・哨戒機、米海軍イージス艦、日米のPAC-3地上部隊などが参加する平成22年度日米共同統合演習（実動演習）を実施した。また、11（同23）年2月には、日米艦艇をネットワーク上で接続して弾道ミサイルに対処する初のBMD特別訓練が、海自と米海軍との間で行われ、弾道ミサイル対処に関する戦術技量の向上と日米部隊間の連携要領を訓練した。

参照 2章2節（P290）

3 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

（1）米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路である①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階のそれぞれの段階に適した迎撃システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムの構築を目指しており、可能なものから早期に配備することとしている⁸。

（図表Ⅲ-1-2-12参照）

日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている。

具体的には、06（同18）年6月、空自車力分屯基地（青森県）に、BMD用移動式レーダーを配備した⁹。また、同年12月以降、BMD能力搭載イージス艦が、わが国およびその周辺に前方展開している。さらに、同年10月には沖縄県の嘉手納飛行場などにペトリオットPAC-3を、07（同19）年10月には青森県の三沢飛行場に統合戦術地上ステーション（JTAGS）¹⁰を配備した。

Joint Tactical Ground Station

このように、米国のミサイル防衛システムの一部がわが国に配備されることは、わが国国民の安全の確保にも

つながるものである。

（2）弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発など

98（同10）年、政府は、平成11年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手することを決定した。

この共同技術研究は、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭に置き、日米が共同して技術研究を行うものであり、迎撃ミサイルの主要な4つの構成品¹¹に関する設計、試作および必要な試験を行った。

日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05（同17）年12月の安全保障会議および閣議において、この成果を、能力向上型迎撃ミサイル開発の技術的基盤として活用し、共同開発へ移行することを決定し、06（同18）年6月より、日米で共同開発を実施している。

迎撃回避能力を備えた弾道ミサイルなどの将来脅威（図表Ⅲ-1-2-10参照）に対処する能力の向上を着実に図っていくことが必要であることから、日米共同開発については、新防衛大綱および新中期防においても引き続き推進することとしている。平成23年度においては、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発を継続し、開発の最終段階として海上発射試験に使用するミサイル試作品の設計・製造などを実施することとしている。このため、平成23年度予算においては、将来のBMDシステムに関する日米共同開発などのための経費として、約75億円を計上している。また、新中期防では、当該ミサイルの生産・配備段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずることとしている。

（図表Ⅲ-1-2-13参照）

参照 資料32（P477）

⁸ 米国は、ミサイル防衛システムの研究開発や配備については、その時々技術的に可能なシステムを配備しつつ、段階的に能力の向上を図っていくこととしており、これを進化的開発手法と称している。

⁹ レーダーは、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

¹⁰ 弾道ミサイル情報処理システムの一つ。

¹¹ ノーズコーン、第2段ロケットモーター、キネティック弾頭、赤外線シーカーをいう。

(3) 武器輸出三原則等との関係

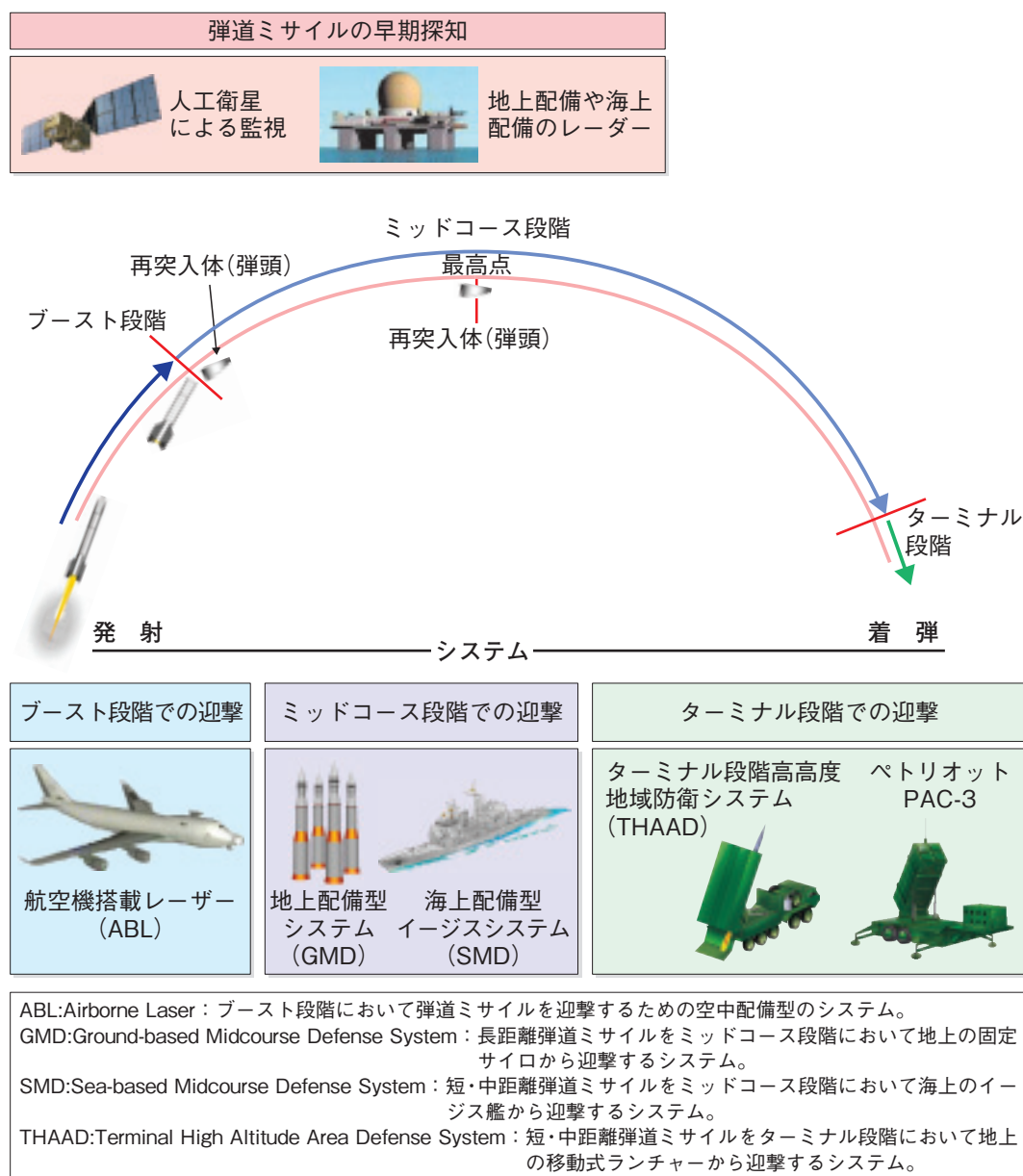
より将来的な能力向上を目指したBMDに関する日米共同開発に関しては、開発の一環として、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（同16）年12月の官房長官談話において、BMDシステムに関する案件については、厳格な管理を行なう前提で武器輸出三原則等によらないとされ、05（同17）年12月の共同開発への移行決定にあたり、米国への供与が必要となる武器については、武

器の供与の枠組を今後米国と調整することとされた。

06（同18）年6月には、米国に対する武器および武器技術の供与に関する書簡の交換（「対米武器・武器技術供与交換公文」）が行われ、わが国の事前同意のない第三国移転を禁止するなどの厳格な管理のもとに武器および武器技術を提供する枠組みが合意された。

また、11（同23）年1月の日米防衛相会談では、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）の生産・配備段階への移行に備え、SM-3ブロッ

図表Ⅲ-1-2-12 米国の弾道ミサイルに対する多層防衛構想の例



クⅡAの第三国移転などについての検討を開始することとされた。

このような経緯を踏まえてSM-3ブロックⅡAの第三国移転について検討を行った結果、国際紛争などを助長することを回避するという平和国家としての基本理念を堅持できるものとして、わが国の安全保障や国際の平和および安定に資する場合であって、かつ、当該第三国がSM-3ブロックⅡAのさらなる移転を防ぐための十分な政策を有しているときには、「対米武器・武器技術供与交換公文」に従い、第三国移転の事前同意を付与し得るとわが国として判断し、同年6月21日の日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表においてその旨を発表した。

参照 2部2章（P149）

4 北朝鮮によるミサイル発射事案等への対応

09（同21）年3月12日、国際海事機関（IMO）から、International Maritime Organization 北朝鮮当局から試験通信衛星打ち上げのための事前通報があった旨の連絡が入った。

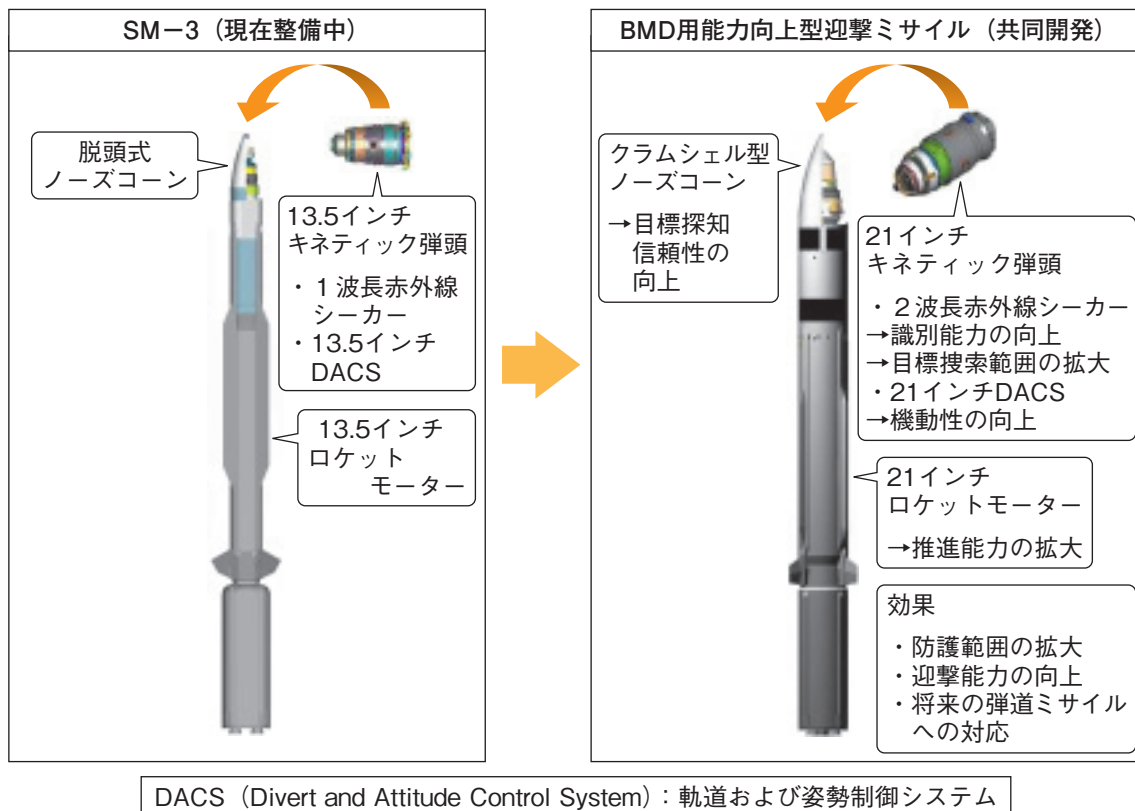
政府は、北朝鮮の行動が国連安保理決議第1695号および第1718号に違反することなどから、北朝鮮当局に対し発射の中止を求める旨表明するとともに、同年3月27日の安全保障会議において北朝鮮からのミサイル発射への対応方針を確認した。

また、防衛大臣は、自衛隊法第82条の2（当時。現在は第82条の3）第3項に基づく「弾道ミサイル等に対する破壊措置命令」を発出した。自衛隊は、BMD統合任務部隊を編成し、スタンダード・ミサイルSM-3搭載イージス護衛艦2隻（「こんごう」および「ちょうかい」）を日本海中部へ、ペトリオットPAC-3部隊を東北地方（岩手県および秋田県）や首都圏（埼玉県、千葉県および東京都）に所在する自衛隊の駐屯地などに展開させ、わが国領域への落下に対する備えを行った。

同年4月5日午前11時30分、北朝鮮から東の方向にミサイル1発が発射され、同11時37分頃には東北地方から太平洋に通過したものと推定された。

このミサイル発射に対して、防衛省・自衛隊は、早期

図表Ⅲ-1-2-13 能力向上型迎撃ミサイル日米共同開発の概要



警戒情報(SEW)や自衛隊の各種レーダーにより得た情報^{Shared Early Warning}を官邸などへ迅速に伝達¹²した。また、航空機により、東北地方の被害の有無を確認するための情報収集を実施した。

同年4月6日、防衛大臣は、「弾道ミサイル等に対する破壊措置」の終結に関する命令を発出し、部隊を撤収させた。同年5月15日、北朝鮮が発射したミサイルに関し行った総合的・専門的分析の内容を公表¹³した。

6 大規模・特殊災害などへの対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、国内のどの地域においても災害救援を実施し、被災者や遭難した船舶・航空機の搜索・救助、水防、医療、防疫^{ぼうえき}、給水、人員や物資の輸送といった、さまざまな活動を行っている。特に、本年3月の東日本大震災では、大規模震災災害派遣および原子力災害派遣において、最大時10万人を超す隊員が対応している。

1 災害派遣などの概要

(1) 災害派遣などの種類と枠組

ア 災害派遣

災害派遣は、都道府県知事からの要請により行うことを原則としている¹。これは、都道府県知事が、区域内の災害の状況を全般的に掌握し、消防、警察といった都道府県や市町村の災害救助能力などを考慮した上で、自衛隊の派遣の要否、活動内容などを判断するのが最適との考えによるものである。

市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。都道府県知事への要求ができない場合には、その旨および災害の状況を防衛大臣

またはその指定する者に通知することができる。

市町村長から通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、災害の状況に照らし特に緊急を要し、要請を待つ余裕がないと認められるときは、部隊などを派遣することができる。

防衛大臣またはその指定する者は、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請がなくても、例外的に部隊などを派遣することができる(自主派遣)。この自主派遣をより実効性のあるものとするため、95(平成7)年に防災業務計画²を修正し、部隊などの長が自主派遣をする基準³を定めた。

(図表Ⅲ-1-2-14参照)

イ 地震防災派遣

大規模地震対策特別措置法⁴に基づく警戒宣言⁵が出されたときには、防衛大臣は、地震災害警戒本部長(内閣総理大臣)の要請に基づき、地震発生前でも部隊などに地震防災派遣を命じることができる。

ウ 原子力災害派遣

原子力災害対策特別措置法⁶に基づく原子力緊急事態

⁵⁻¹² 実際の発射の前日には、防衛省・自衛隊の情報伝達の不手際により、発射に関する誤報事案が生じた。実際の発射に際しては、早期警戒情報の有無を統合幕僚長を含めた複数の者で確認するなどして、情報収集や伝達を適切に行った。

<<http://www.mod.go.jp/j/j/approach/defense/bmd/20090515-1.html>>参照。

¹³ 北朝鮮によるミサイル発射について<<http://www.mod.go.jp/j/j/approach/defense/bmd/20090515.html>>参照。

⁶⁻¹ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長および空港事務所長も災害派遣を要請できる。

² 防衛省防災業務計画<<http://www.mod.go.jp/j/j/approach/defense/saigai/bousai.html>>参照。

³ 1) 関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合、2) 都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合、3) 人命救助に関する救援活動の場合などのほか、部隊などの長は、防衛省の施設やその近傍に火災などの災害が発生した場合、部隊などを派遣することができる。

⁴ <<http://www.bousai.go.jp/jishin/law/014-1.html>>参照。

⁵ 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

⁶ <<http://www.bousai.go.jp/jishin/law/002-1.html>>参照。

宣言が出されたときには、防衛大臣は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、部隊などに原子力災害派遣を命じることができる。

(2) 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

自衛隊法などにおいては、災害派遣、地震防災派遣または原子力災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官が効果的に活動するための措置などの権限が定められている。

参照 資料25 (P471)

(3) 災害に対する初動対応態勢

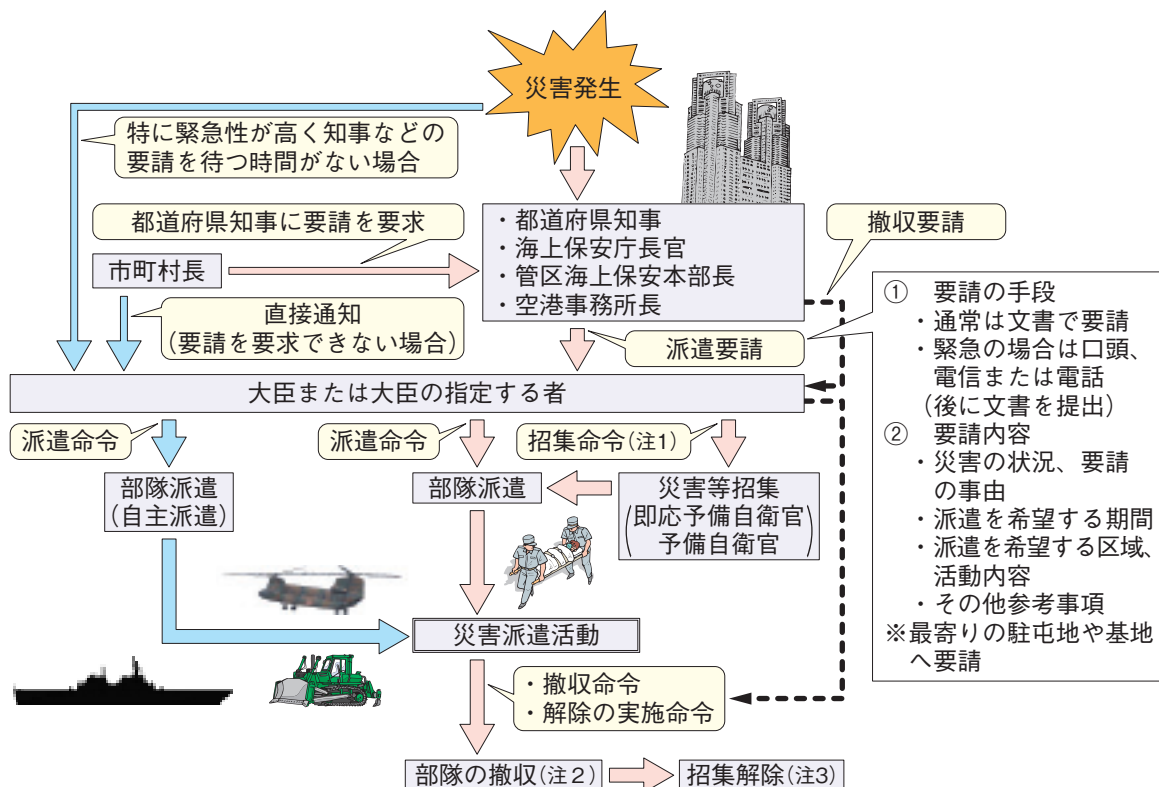
阪神・淡路大震災の教訓から、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うため、初動態勢を整えている。陸自は、全国に配置した157か所の駐（分）屯地を基盤として待機態

勢を維持しており、初動対応部隊として、人員、車両、ヘリコプターのほか、不発弾処理や化学防護のための部隊を1時間基準で出動できる態勢を整えている。海自は、応急的に出動できる艦艇を基地ごとに指定しているほか、救難機・作戦機の待機態勢を整えている。空自は、救難機・輸送機の待機態勢などを整えている。

震度5弱以上の地震発生の情報を受けた場合、速やかに自主派遣として、航空機などにより現地の情報を収集し、官邸などに伝達する態勢をとっている。また、状況に応じ、関係地方公共団体などに連絡要員を派遣して情報収集を行う。

自衛隊は、中央防災会議において検討されている大規模地震に対応するため、各種の大規模地震対応計画を策定している。たとえば、「首都直下地震対応計画」では、政治、行政、経済の首都中枢機能障害と相まって、甚大

図表Ⅲ-1-2-14 要請から派遣、撤収までの流れ



(注1) 即応予備自衛官および予備自衛官の招集は、必要により行う。

(注2) 部隊をまとめて引き上げること。

(注3) 即応予備自衛官、予備自衛官の招集を解除すること。

図表Ⅲ-1-2-15 災害派遣などにおける待機態勢(基準)



な人的・物的被害の発生のおそれがあることから、各自衛隊が協同し、組織的に対応することとしている。この場合、予備自衛官などを招集して最大で陸自は約11万人の部隊などを被災地域に集中し、海自は最大艦艇約60隻、航空機約50機を、空自は偵察機、救難機、輸送機など約70機を運用する。

(図表Ⅲ-1-2-15・16参照)

2 災害への対応

(1) 救急患者の輸送

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの救急患者を航空機で緊急輸送している(急患輸送)。平成22年

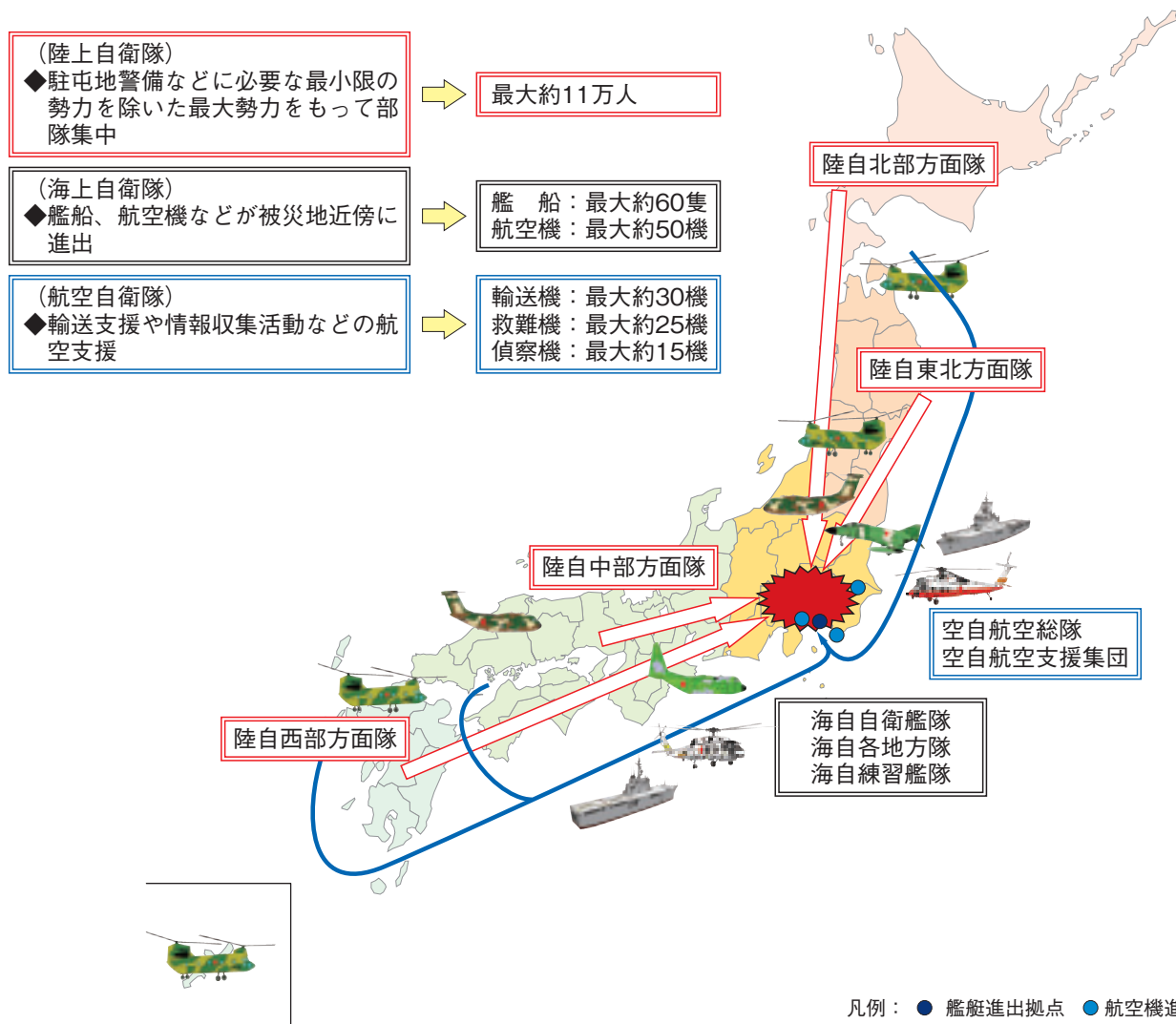
度の災害派遣総数529件のうち、414件が急患輸送であり、南西諸島(沖縄県、鹿児島県)、五島列島(長崎県)、伊豆諸島、小笠原諸島(東京都)などへの派遣が大半を占めている。

また、他機関の航空機では航続距離が短いなどの理由で対応できない本土から遠く離れた海域で航行している船舶からの急患輸送や機動衛生ユニットを用いて重症患者をC-130Hにて搬送する広域医療搬送も行っている。

(2) 消火支援

平成22年度の消火支援件数は、60件であり、急患輸送に次ぐ件数となっている。

図表Ⅲ-1-2-16 首都直下型震災発生の際の対処(一例)



その内訳は、自衛隊の施設近傍の火災への対応が最も多く、平成22年度は48件であった。また、山林などの消火が難しい場所では、都道府県知事からの災害派遣要請を受けて空中消火活動も行っている。

(図表Ⅲ-1-2-17参照)

参照 資料33 (P478)

(3) 自然災害への対応

10 (同22) 年10月、記録的な集中豪雨の発生により、鹿児島県奄美大島地方において土砂・道路・河川災害が発生した。同月21日、鹿児島県知事から陸自第12普通科連隊長に対し、災害派遣要請がなされたことを受け、

図表Ⅲ-1-2-17

災害派遣の実績(平成22年度)

区分	件数	のべ人員	のべ車両 (両)	のべ航空機 (機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・地震等	15	5,793	1,164	36	0
急患輸送	414	2,069	4	444	0
搜索救助	27	2,767	415	58	2
消火支援	60	1,868	178	88	0
その他	13	27,149	4,876	23	0
合計	529	39,646	6,637	649	2



2次災害防止のため土嚢を積む隊員（奄美大島）



鶏の殺処分を行う陸・空自隊員

第12普通科連隊は、空自航空支援集団および海自第1航空群の輸送機やヘリコプターの空輸支援を受けつつ迅速に派遣・展開し、22日には奄美大島において本格的な災害派遣活動を開始した。まず、孤立住民の救助・安否確認を行うとともに、ヘリコプターや車両により島内における人員や生活・救助物資の輸送を行った。また、引き続き台風第14号の接近が予想されていたため、土砂の除去などによる被害復旧とあわせて、再被害を防止するために土のう積みなどを広範囲にわたり実施した。さらに、豪雨の影響により各地で断水が発生し、住民の方々の生活に支障が生じたため、給水支援を行った。

10月31日、台風第14号による新たな被害もなく、復旧に目途がついたことから、知事の要請に基づき撤収を開始した。本災害派遣においては、政府機関、県・県警察、消防はもとより、NTTや九州電力といった民間企業とも密接な連携を図りながら、陸自部隊を中心として海・空自との協同により迅速かつ整齐と搜索・救援活動を行った。この災害派遣での派遣規模は、約11日間で人員のべ約1,450名、車両のべ約470両、航空機のべ24機となった。

宮崎県では11（同23）年1月下旬以降、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、鶏の殺処分数が膨大であり、迅速に処理を行う必要があることから、宮崎県知事から陸自第43普通科連隊長に対して、災害派遣要請がなされた。1月24日から2月3日までの間、および2月5日から2月14日までの間に、空自第5航空団も加わ

り、隊員のべ約2,760名、車両のべ約510両を派遣し、鶏の殺処分などを実施した。なお、宮崎県では、10（同22）年4月にも牛や豚などの家畜に口蹄疫^{こうていえき}が発生・拡大し、第43普通科連隊長に対して災害派遣要請がなされ、自衛隊は、約3ヶ月（88日間）にわたり、同連隊を中核として家畜の埋却場所^{くっさく}の掘削などや、畜舎の清浄化のための消毒作業、消毒ポイントにおける24時間体制の車両消毒作業などを実施した。今回の災害派遣においては、この時の経験と教訓が生かされ、自衛隊の統制のとれた活動は宮崎県知事をはじめ、関係市町村から改めて高い評価を受けた。

また、和歌山県および三重県においても高病原性鳥インフルエンザが確認され、両県の知事からの要請に基づき、第37普通科連隊は同年2月15日から17日の間に隊員のべ約400名、車両のべ約80両を和歌山県紀の川市^{きのかわ}に派遣し、第33普通科連隊は同年2月26日から3月3日の間に隊員のべ約610名、車両のべ約110両を三重県^{わたらい}度会郡南伊勢町に派遣して、鶏の殺処分などを行った。

平成22年度の冬は、大雪にともない、多くの災害派遣要請がなされた。10（同22）年12月下旬から11（同23）年1月上旬の年末年始にかけての大雪により、福島県、鳥取県および島根県の知事から除雪支援にかかる災害派遣が要請された。福島県においては国道49号線において車両約300両が立ち往生し、鳥取県においては国道9号線において車両約1,000両が立ち往生し、島根県^{みほのせき}においては松江市美保関町において孤立集落が発生した

ことから、それぞれ第6特科連隊、第8普通科連隊、第13偵察隊などを中心とする隊員が除雪支援を行った。また、同年1月31日、福井県の国道8号線においても、積雪により車両約150両が立ち往生し、福井県知事の災害派遣要請に基づき、第14普通科連隊および第10戦車大隊などを中心とする隊員が除雪支援や給油支援を行った。

さらに、同年2月2日には、新潟県魚沼市において、大雪による人的被害が多数発生し、雪崩の発生、雨による家屋などの倒壊、孤立集落の発生などの可能性もあったことから、新潟県知事から第12旅団長に対して災害派遣要請がなされた。3月6日の撤収までの間、第2普通科連隊の隊員を中心とした第12旅団の隊員のべ360名、車両のべ90両、ヘリコプター1機をもって、雪崩防止作業や学校・住宅などの雪下ろし作業を行った。

11（同23）年3月11日には、東日本大震災が発生し、広域にわたり甚大な被害をもたらした。これを受けた自衛隊の対応については特集において記述したとおりである。

参照 特集（P2）

3 災害対処への平素からの取組

（1）災害対処への平素からの取組

自衛隊は、各種の災害に迅速かつ的確に対応するために、災害派遣計画を策定するとともに、統合防災演習（指揮所演習・実動演習）をはじめとする各種防災訓練を行い、また地方公共団体などの行う防災訓練にも積極的に参加している。

中でも、平成22年度は、8月30日から9月5日にかけての防災週間にあたり、大規模震災時に迅速かつ効果的な災害派遣などを行えるよう防衛省総合防災訓練を行った。具体的には、①政府主催により官邸で行われた「防災の日」政府本部運営訓練（東海地震と東南海・南海地震対処訓練）への参加、②防衛省独自の災害対策本部運営訓練、③九都県市合同防災訓練に連携した防災訓練、④静岡県総合防災訓練と連携した自衛隊統合防災演習（実動演習）、⑤関係地方公共団体などの行う総合防災訓練への参加、である。



自衛隊統合防災演習に参加する隊員

（2）地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、地方公共団体などとの平素から連携の強化も重要である。

このため、自衛隊は、各種防災訓練への参加、連絡体制の充実や防災計画の整合など地方公共団体との連携の強化を進めている。

具体的には、①自衛隊地方協力本部においては、「国民保護・災害対策連絡調整官」を設置し、地方公共団体との平素からの連携の確保に努めている。

また、②東京都の防災担当部局に自衛官を出向させているほか、陸自中部方面総監部と兵庫県の間で事務官による相互交流を行っている。さらに、③地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。こうした形で地方公共団体の防災関連部門などに在職している退職自衛官は、11（同23）年4月末現在、全国44都道府県・103市区町村に193名である。

地方公共団体などに、自衛隊員としての経験や知識を活かした人的協力を行うことは、地方公共団体との連携を強化する上できわめて効果的である。

参照 資料34（P479）

他方、防衛省・自衛隊としては、災害派遣時の活動がより効果的に行えるよう、地方公共団体においても、次のような取組がなされることが重要であると考えている。

ア 集結地やヘリポートの確保

部隊などが活動するためには、現地の指揮所や宿泊、駐車、資材の集積などのための場所（集結地）⁷が必要である。また、災害時には車両での活動が制限される可能性があることから、ヘリコプターによる緊急患者・物資の輸送、消火活動などのため、被災地やその近くにヘリポート⁸が必要である。こうした集結地やヘリポートの確保については、地域防災計画への記述の推進など、日頃から自治体との連携を強化しているところである。また、平素から、避難場所と集結地・ヘリポートを明確に区分し、これを住民に周知しておくことも必要であり、今後、こうした点についても調整していきたいと考えているところである。

イ 建物を識別するための標示

航空機による情報収集、人員・物資の輸送などを効率的に行うためには、空中から建物を確認しやすいよう、県庁、学校など防災上重要な施設の屋上に、建物を識別するための名称や番号などを標示しておくことは有効である。

ウ 連絡調整のための施設の確保

災害派遣の際、自衛隊の連絡要員が円滑に連絡調整を行えるよう、地方自治体などの庁舎内に、連絡要員が作業や通信などを行うための区画や駐車場などが確保されていることが必要である。

現在、各地方自治体の協力も得て、13都県の地域防災計画において自衛隊の連絡調整のための施設確保について明記されているなど、必要な措置がとられつつある。

エ 資機材などの整備

各防災機関が共通で使用できるよう、避難場所や集結地・ヘリポートの位置などが記入された防災地図の整備が必要である。また、ヘリコプターによる空中消火のための器材整備や、溜め池などの水源地確保なども重要であり、これらの対策は各自治体において整備が進んでいるところである。

(3) 各種災害への対応マニュアルの策定

さまざまな形で起こり得る災害に、より迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対応の基本を明確にして関係者の認識を統一しておくことが有効である。このため、00（同12）年11月、防衛庁（当時）・自衛隊は、災害の種類ごとの対応において留意すべき事項を取りまとめた各種災害への対応マニュアルを策定⁹し、関係機関、地方公共団体などに配布した。

(4) 原子力災害などへの対処

99（同11）年、茨城県東海村のウラン加工工場で発生した臨界事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法が制定され、これにともない、自衛隊法が一部改正された¹⁰。

東海村での臨界事故以降、経済産業省が主体となって00（同12）年から行っている原子力総合防災訓練では陸・海・空自が輸送支援、住民避難支援、空中と海上での放射線観測（モニタリング）支援などを行い、原子力災害に際しての各省庁や地方公共団体との連携要領を検討するなどの実効性の向上を図っている。

また、原子力災害のみならず、その他の特殊災害¹¹に対処するため、中期防において、NBC対処能力を強化することとしている。

⁷ 集結地は、被災地近くの公園やグラウンドなどが適しており、たとえば陸自の1個連隊規模の部隊が宿泊して活動を行うのであれば、約15,000平方メートル（東京ドーム約1／3個分の面積）、師団であれば約140,000平方メートル（東京ドーム約3個分の面積）以上の広さが必要となる。

⁸ ヘリポートの広さは、ヘリコプターの機種や活動内容によって異なるが、1機あたりの目安として、50～100m四方が必要である。

⁹ 都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について
<<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/pdf/hyoushi02.pdf>>参照。

¹⁰ 1) 原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる。2) 原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる。3) 原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することなどができる。4) 原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる。

¹¹ 特殊災害は、テロや大量破壊兵器などによる攻撃によっても生じる可能性がある。

7 本格的な侵略事態への備え

新防衛大綱では、平素からわが国およびその周辺において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動（常続監視）による情報優越を確保するとともに、各種事態の展開に応じ、迅速かつシームレスに対応することとされている。大規模着上陸侵攻などのわが国の存立を脅かすような本格的な侵略事態については、生起する可能性が低いとの認識を示す一方、将来にわたってこのような事態が生起する可能性を全く否定することも適切ではないとの観点から、不確実な将来情勢の変化に対応するための必要最小限の備えを保持することとされているところである。

万が一、わが国に対する本格的な侵略事態に至った場合には、統合運用体制のもと、自衛隊が有機的かつ一体的に行動し、迅速かつ効果的に対応することとなり、作戦目的に着目すると、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は、「日米防衛協力の指針」にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用をともなうような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

以下、万が一本格的な侵略が行われた場合の自衛隊の典型的な作戦の概要について説明する。

参照 2章2節2 (P296)、資料25 (P471)・26 (P473)

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相¹から、わが国に対する本格的な侵略が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は、幾度となく反復

されると考えられる。

防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

防空のための作戦は、空自が主体となっていく全般的な防空と、陸・海・空自が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。全般的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢²を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

(図表Ⅲ-1-2-18参照)

(1) 侵入する航空機の発見

航空警戒管制部隊のレーダーや早期警戒管制機などにより、わが国周辺のほぼ全空域を常時監視し、侵入する航空機などをできる限り早く発見する。

(2) 発見した航空機の識別

自動警戒管制システム (JADGE³) などにより、発見した航空機が敵か味方かを識別する。

(3) 敵の航空機に対する要撃・撃破など

発見した航空機が敵の航空機と識別された場合、航空警戒管制部隊により、地上または空中で待機する戦闘機や地対空ミサイル部隊に撃破すべき目標を割り当て、管制・誘導された戦闘機や地対空ミサイルで敵の航空機を撃破する。

1 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。

2 空において相手航空戦力より優勢であり、相手から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態。

3 指揮命令、航跡情報などを伝達・処理する自動化した全国規模の防空用システム。

図表Ⅲ-1-2-18 防空のための作戦の一例



(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機。
(注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと。

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。

周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処および周辺海域の防空からなる。これら各種の作戦の成果を積

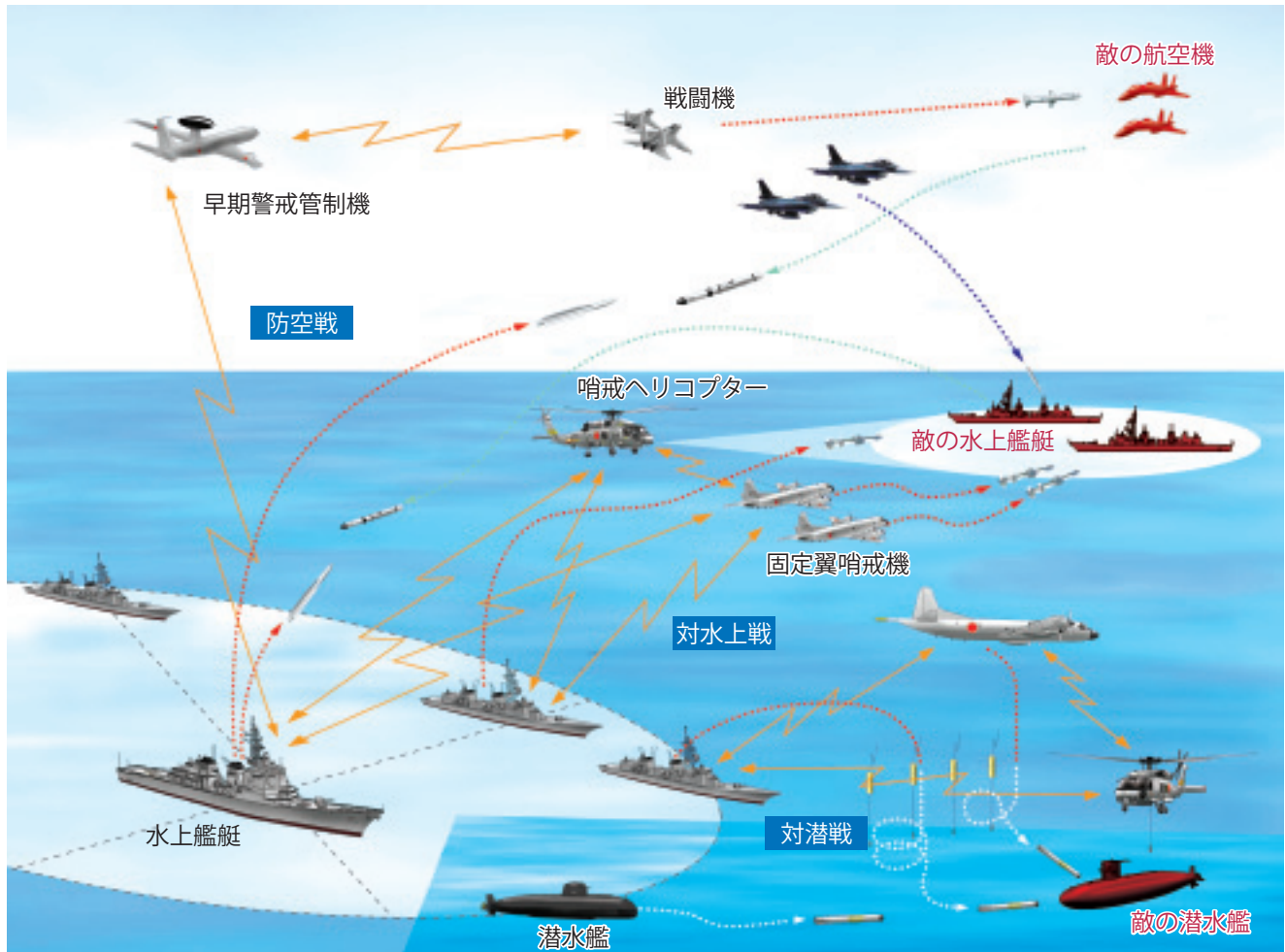
み重ねて、敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛する。

(図表Ⅲ-1-2-19参照)

(1) 洋上における対処

哨戒機による広い海域の哨戒や、主に護衛艦により船舶の航行海域などの哨戒を行う。わが国の船舶を攻撃しようとする敵の水上艦艇や潜水艦を発見した場合は、状況により戦闘機などの支援を受けつつ、護衛艦、潜水艦、哨戒機によりこれを撃破する(対水上戦、対潜戦)。

図表Ⅲ-1-2-19 周辺海域の防衛のための作戦



(2) 沿岸海域における対処

護衛艦、掃海艦艇、哨戒機、偵察機などにより主要な港湾周辺の哨戒を行い、敵の攻撃を早期に発見するとともに、主に護衛艦、潜水艦、哨戒機、戦闘機、地对艦ミサイルによりこれを撃破し（対水上戦、対潜戦）、船舶や沿岸海域の安全を確保する。

また、敵が機雷を敷設した場合には、掃海艦艇などによりこれを除去する（対機雷戦）。

(3) 主要な海峡における対処

護衛艦、哨戒機、偵察機などにより、主要な海峡の哨戒を行い、通過しようとする敵の水上艦艇や潜水艦を早

期に発見するとともに、主に護衛艦、哨戒機、潜水艦、戦闘機、地对艦ミサイルにより撃破する（対水上戦、対潜戦）。状況により、掃海母艦、潜水艦、航空機などで、主要な海域に機雷を敷設する（機雷敷設戦）。

(4) 周辺海域の防空

周辺海域における艦艇の防空は護衛艦が行い（対空戦）、状況により戦闘機などの支援を受ける。

3 陸上の防衛のための作戦

島国であるわが国を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力を発揮するのが難しいという弱点がある。陸上の防衛のための作戦では、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点で対処し、これを早期に撃破することが必要である。

(図表Ⅲ-1-2-20 参照)

(1) 沿岸海域における対処

護衛艦、潜水艦、哨戒機、戦闘機、地対艦ミサイルにより、地上部隊を輸送する敵の艦船をできる限り洋上で

撃破することを通じてその兵力を消耗させ、その侵攻企図を断念させることに努める。

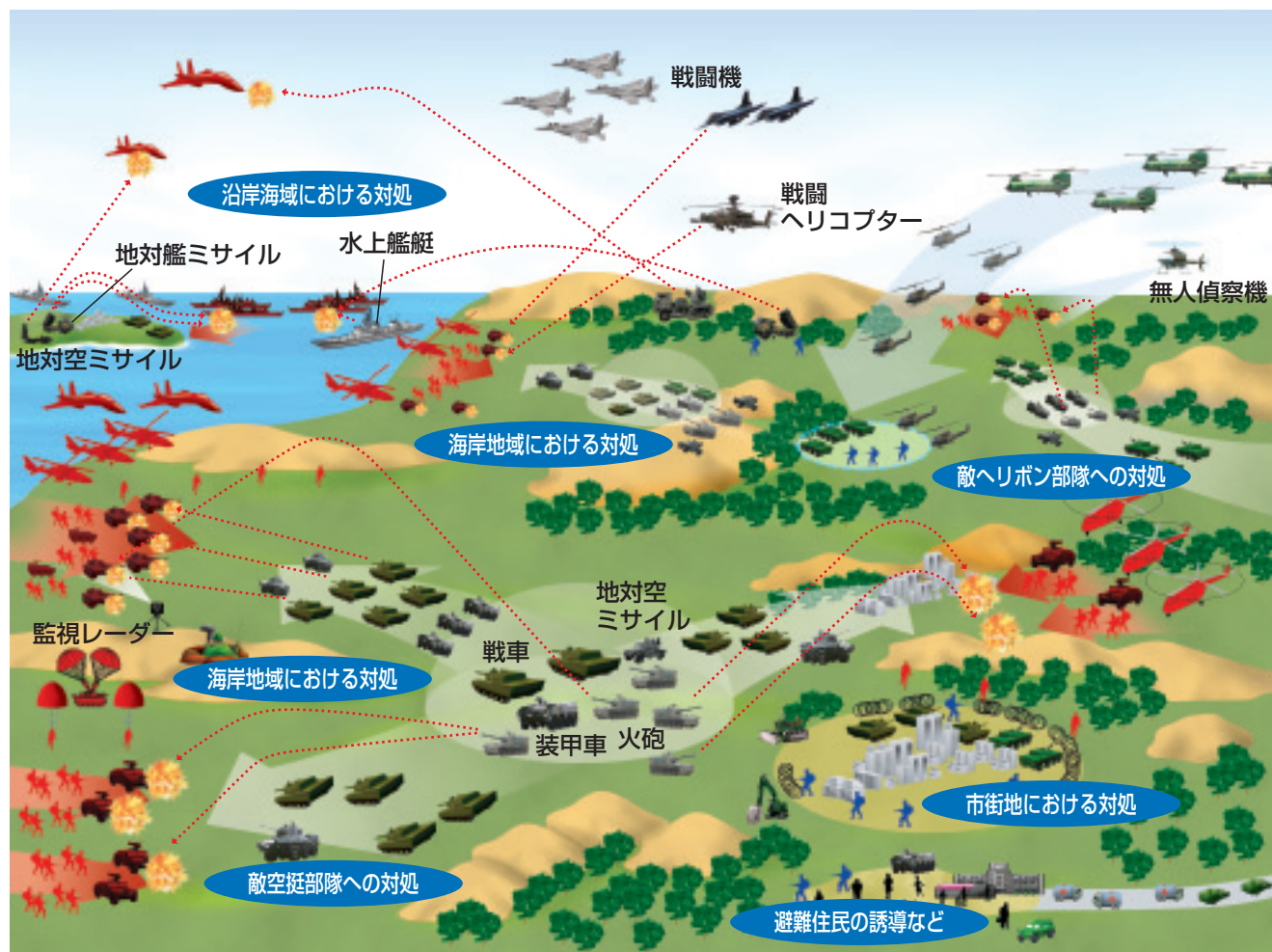
また、主に戦闘機や地対空ミサイルにより、地上部隊を輸送する敵の航空機を努めて空中で撃破する。

(2) 海岸地域における対処

掃海母艦などにより機雷を、水際地雷敷設置装置により水際地雷を敷設して、上陸する敵の行動を妨害・阻止する。

上陸を企図する敵の部隊に対しては、海岸付近に配置した戦車・対戦車・野戦特科火力⁴などを集中して水際

図表Ⅲ-1-2-20 陸上の防衛のための作戦の一例



⁴ 長射程・大口径のりゅう弾砲やロケットを保有し、歩兵、軽装甲車両、施設などを目標として、それらを撃破したり行動を妨害するために使用する。

で上陸を阻止する。敵が上陸した場合、野戦特科火力、対戦車ミサイルや戦車を主体とした機動打撃力⁵により、敵の侵入を阻止・撃破する。この間、戦闘機により同地域での戦闘を支援する。

敵の地上部隊の上陸と連携して行われる空挺攻撃⁶やヘリボン攻撃⁷に対しては、主に野戦特科火力と機動打撃力により、早期に撃破する。

また、地対空ミサイルをはじめとする対空火力を用いて対空戦（個別的な防空）を行う。

（3）内陸部における対処

万一、敵地上部隊などを上陸または着陸前後に撃破できなかった場合、内陸部において、あらかじめ配置した部隊などにより、戦闘機による支援のもと、敵の侵攻を阻止する（持久作戦）。この間に、他の地域から可能な限りの部隊を集めて反撃に転じ、侵攻した敵地上部隊などを撃破する。

（4）各段階を通じて実施する対処

これらの各段階を通じ、護衛艦、潜水艦、戦闘機、警戒機などにより、敵の地上部隊増援のための艦船輸送の阻止や海上補給路の遮断に努めるとともに、作戦遂行に必要な防空、情報活動、部隊・補給品の輸送などを行う。

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生命線である。また、わが国に対する武力攻撃事態があった場合において、海上交通路は、わが国生存と繁栄の基盤を確保するだけでなく、継戦能力を維持するための基盤やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。このため、海上交通の安全確保のための作戦は重要である。

海上交通の安全確保のための作戦は、わが国の周辺数百海里の海域において行う場合と航路帯⁸を設ける場合がある。

わが国の周辺数百海里の海域において行う場合には対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種の作戦を組み合わせ、哨戒、船舶の護衛、海峡・港湾の防備などを行い、海上交通の安全を確保する。

航路帯を設けて作戦を行う場合には、おおむね1,000海里程度の海域において航路を設定し、設定した航路を継続的に哨戒し、敵の水上艦艇、潜水艦などによる妨害を早期に発見してこれに対処するほか、状況により、わが国の船舶などを直接護衛する。

海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空は、護衛艦が行い（対空戦）、状況により、戦闘機などの支援を受ける。

5 戦車、装甲車の突進により敵の攻撃を撃破するための行動。

6 輸送機などに攻撃部隊が搭乗し、重要地形付近に降下した後、地上において攻撃を行うもの。特別に編成・装備・訓練された部隊が行い、長距離を迅速に空中移動できる攻撃要領。

7 輸送ヘリコプターなどで攻撃部隊を重要地形付近に輸送した後、地上において攻撃を行うもの。空挺攻撃に比して、作戦準備が容易であり、輕易に運用できる攻撃要領。

8 船を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。

8 その他の対応

1 自衛隊施設などの警護態勢の整備

(1) 自衛隊の施設などの警護出動

内閣総理大臣は、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域でテロが行われるおそれがあり、被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設または施設・区域の警護のために自衛隊の部隊などの出動（警護出動）を命ずることができる。

警護出動を命ぜられた部隊などの自衛官の職務の執行については、警察官職務執行法に基づく権限が一部準用¹されるほか、同法第7条を超える武器の使用権限なども規定されている。

参照 資料25 (P471)・26 (P473)

防衛省・自衛隊は、警護出動の実効性を確保するため、03（平成15）年以降、各地の在日米軍施設・区域において警護出動訓練を行っているほか、警察や海上保安庁との間で意見交換を行っている。



警護出動下における日米共同対処訓練

(2) 平素における自衛隊の施設警護のための武器の使用

国内の自衛隊の施設²を自衛官が職務上警護する際の武器使用権限が規定³されている。

2 在外邦人等の輸送態勢の整備

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際し、外務大臣から依頼があった場合、協議をした上で、在外邦人等の輸送を行うことができる。その際は、自衛隊などが、派遣先国の空港・港湾などで、在外公館から在外邦人を引き継ぎ、航空機・船舶まで安全に誘導することとなる。このため、陸自ではヘリコプター隊と誘導隊⁴の要員を、海自は輸送艦をはじめとする艦艇と航空部隊を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。

在外邦人等の輸送は、陸・海・空自の緊密な連携が必要となることから、輸送機や輸送艦などを用いた協同訓練を行っている。11（同23）年1月には、空自小牧基地



在外邦人等輸送協同訓練（空自小牧基地）

- 1 犯罪の予防および制止、武器の使用が認められるほか、警察官がその場にいない場合に限り、質問、避難等の措置、土地などへの立入が認められる。
- 2 自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備もしくは液体燃料を保管し、収容もしくは整備するための施設設備、営舎または港湾もしくは飛行場にかかわる施設設備が所在するもの。
- 3 当該職務を遂行するためまたは自己もしくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、正当防衛または緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
- 4 輸送部隊（自衛隊の航空機・艦艇）とともに派遣され、現地において在外邦人などの誘導・防護にあたる臨時に編成される部隊。

などで平成22年度在外邦人等輸送協同訓練が行われ、陸・海・空自部隊が訓練に参加し、それぞれの指揮官の下、各部隊相互の連携要領を訓練した。

また、防衛省は、毎年タイで行われている多国間共同訓練コブラ・ゴールドにおける在外邦人等の輸送訓練に、在タイ日本国大使館の協力を得て、同大使館職員およびその家族とともに参加している。なお、平成22年度はタイ以外の在外日本大使館の関係職員も同訓練に参加した。こうした訓練を通じ、外務省との連携要領や海外における自衛隊の活動要領への習熟を深め、任務遂行のための能力向上に努めている。

なお、在外邦人等の輸送は、07（同19）年1月、本来

任務と位置づけられた。

（図表Ⅲ-1-2-21 参照）

参照 資料25（P471）・26（P473）

3 周辺事態への対応

防衛省・自衛隊は、周辺事態に際して、周辺事態安全確保法や船舶検査活動法に定める後方地域支援としての物品・役務の提供や後方地域搜索救助活動、船舶検査活動を行うこととしている。

なお、こうした活動は、07（同19）年1月、本来任務と位置づけられた。

参照 2章1節2（P276）、資料25（P471）・26（P473）

図表Ⅲ-1-2-21 在外邦人等の輸送の一例



4 新型インフルエンザへの対応

防衛省・自衛隊は、政府の新型インフルエンザ対策行動計画⁵の改定を踏まえ、09（同21）年3月に新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に行うため、整備すべき態勢、措置の内容などの方針を示すことを目的とした「防衛省新型インフルエンザ対策計画」⁶を策定した。

本計画では、基本方針として、①防衛省・自衛隊が平素から関係機関と密接に連携・協力すること、②新型インフルエンザが発生した場合においても主たる任務の遂行に万全を期すこと、③関係機関からの要請に応じ、自衛隊員の安全を確保した上で、新型インフルエンザ対策に関する活動を行うことをあげている。また、具体的な自衛隊の活動の例として、家きん⁷に対する防疫対策、在外邦人等の輸送、医官^{けんえき}などによる検疫支援、救援物資などの輸送、防衛医科大学校病院や自衛隊病院での診断・治療などをあげている。

防衛省・自衛隊は、本計画を実効性あるものとするため、具体的な活動要領などの検討を進めている。こうした中、統幕は、09（同21）年8月、新型インフルエンザが発生した場合における各自衛隊の具体的な実施要領を提示し、各活動を迅速に行うことに資するため「自衛隊新型インフルエンザ対策実施要領」を策定した。また防衛省は、10（同22）年6月、新型インフルエンザが発生

した場合においても機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、「防衛省新型インフルエンザ対応業務継続計画」⁸を策定した。

5 軍事情報の収集

各種事態で防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を事前に察知し、迅速・的確な情報の収集・分析・共有を行うことがより一層求められている。そのため、わが国の安全保障の観点からは、より広範で総合的な情報能力が必要となっている。

これらを踏まえ、防衛省・自衛隊では、情報収集手段の多様化を図るとともに、各種情報の総合的な分析・評価に努めている。情報収集活動の例としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②高分解能商用衛星画像データの収集・解析⁹、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公刊情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報活動¹⁰などがあげられる。また、安全保障環境や技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力などを強化するため、人材の育成や各種情報収集器材・装置などの充実を図るとともに、情報能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制の充実を図っている。

5 <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>>参照。

6 <<http://www.mod.go.jp/j/news/2009/03/17b-02.pdf>>参照。

7 鶏、あひる、うずらなど、家畜として飼養されている鳥。

8 この計画に基づき、同年4月から6月にかけて、新型インフルエンザ（A／H1N1）対策として、防衛省・自衛隊は、厚生労働省からの要請に基づき、防衛医科大学校や自衛隊の医官などのべ約1,260名を、成田、関西および中部の各空港検疫所に派遣し、検疫支援を行った。

9 わが国独自の画像情報収集能力を強化するため、これまでに5基の情報収集衛星が打ち上げられ、防衛省においても、情報収集衛星から得られる情報を適切に活用している。

10 11（平成23）年1月1日現在、防衛省から外務省に出向した防衛駐在官49名（陸23名、海13名、空13名）が、38か所の在外公館に派遣されており、自衛官の経験などを活かし、派遣された国の国防関係者や各国の駐在武官との交流を通じて軍事情報の収集などを行っている。

VOICE

解説

Q&A

COLUMN

政府専用機に搭乗する外務省職員の声

外務省大臣官房儀典外国訪問室 課長補佐 ^{たかはし}高橋 ^{むねお}宗生
(現： 同室 首席事務官代理)

私は、07(平成19)年10月、総理大臣の外国訪問を担当する外務省大臣官房儀典外国訪問室勤務となり、以来、総理の外国訪問の際には政府専用機(B747-400)に搭乗させていただき、その数は27回、31カ国になる。

連日の深夜にまで及び訪問の準備を終え、羽田空港に向かうバスから専用機の主翼に描かれた日の丸が見える。疲れた心身に再び力が湧いてくる。所属する組織は違っても何週間もかけ準備を共にしてきた連絡調整官やクルーの方々に出迎えられる。塵一つなく美しく整備された機内に入ると、慌ただしく運航の最終確認、緊急時対応の確認、荷物などの調整を行う。間もなく総理が搭乗、間髪を入れずに機体が動き出す。訪問先へのフライトは分単位で計画され、その到着には秒単位で狂いが無い。訪問する国々から卓越したその運航能力は常に絶賛されている。

09(同21)年4月、ASEAN首脳会議出席のため、日本政府代表団はタイ・パタヤに滞在していた。反政府デモの拡大により現地治安状況が急速に悪化したため、急遽帰国を余儀なくされた。その際、任務機の不具合により、任務機と予備機を入れ替える事象も発生

したが、そのような事態においても、迅速・冷静に対応し、羽田には何事もなかったように静かに着陸した。

これらの活動を成し遂げるには平時からの訓練、すべての起こりうる事態を想定した調整が必要であり、それらは堅い団結と士気に裏打ちされているものであろう。

政府専用機への期待は非常に高く、その活動範囲は世界各国、各都市に広がり、その任務も多種多様化している。これからもわが国政府要人などが安心して搭乗できる運航に尽力し、世界に羽ばたいていきたいと考えている。

